

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり
各種防犯指針（平成 2 9 年度改定版）

（最終案）

宮 城 県
宮城県教育委員会
宮城県公安委員会

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針（平成29年度改定版）

※アンダーラインは前回安全・安心委員会後に追加・修正

目次

1	総則	1
(1)	改定の趣旨	
(2)	基本原則	
(3)	方向性	
(4)	基本的な考え方	
	イ 照度・見通しの確保	
	ロ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御	
	<u>ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化</u>	
	<u>ニ 地域住民等の連携の強化</u>	
	<u>ホ 防犯設備の効果的な活用</u>	
(5)	適用の範囲	
(6)	<u>有効活用の促進</u>	
	<u>イ 防犯指針の周知</u>	
	<u>ロ 防犯意識の共有</u>	
	<u>ハ 継続的な啓発・訓練</u>	
2	児童等の安全の確保のための指針	13
(1)	学校等の安全対策	13
	イ 学校等への不審者侵入防止体制の確立	
	ロ 児童等の安全を守るための設備等の整備	
	ハ 学校、地域、家庭が連携した安全で安心な学校づくり	
(2)	通学路等の安全対策	20
	イ 通学路の安全点検と要注意箇所の把握	
	ロ 登下校時の児童等の安全の確保	
(3)	<u>被害防止教育の推進</u>	23
	<u>イ 参加・体験型の訓練の実施</u>	
	<u>ロ 相談窓口における情報の共有化</u>	
3	道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針	24
(1)	道路	24
	イ 必要な照度の確保	
	ロ 見通しの確保と死角の排除	
	ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御	

(2) 公園	26
イ 必要な照度の確保	
ロ 見通しの確保と死角の排除	
(3) 自動車及び自転車駐車場	27
イ 必要な照度の確保	
ロ 見通しの確保と死角の排除	
ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御	
ニ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置	
ホ 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備	
(4) その他	28
イ 避難場所・通報場所の確保	
ロ 緊急通報装置、防犯警報設備等の設置	
4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針	30
(1) 住宅の種類	30
イ 共同住宅	
ロ 一戸建て住宅	
(2) 共同住宅	33
イ 共用部分	
ロ 専用部分	
(3) 一戸建て住宅	44
イ 敷地内	
ロ 住戸部分	
5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針	48
(1) 安全対策の推進	48
(2) 安全な店舗（構造等）の普及	48
イ 出入口	
ロ ショーウィンドウ、窓	
ハ 照明設備	
ニ カウンター	
ホ レジ、金庫等	
へ 防犯設備	
ト 現金自動預払機等（ATM）	
チ 駐車場の配置	
(3) 安全体制の整備	52
イ 安全対策の責任者	
ロ 警戒要領	
ハ 従業員に対する指導	

ニ 現金の管理	
(4) その他	53

※6は全て新規追加（目次に前回委員会後の追加・修正はなし）

6 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針	54
(1) 安全対策の推進	54
(2) 安全な店舗（構造等）の普及	54
イ 出入口	
ロ ゴミ置場	
ハ 窓	
ニ エレベーターホール及びエレベーター	
ホ 階段	
ヘ 商品陳列棚	
ト 試着室	
チ レジカウンター	
リ レジ、金庫	
ヌ 子ども広場、ゲームコーナー等	
ル トイレ	
ヲ 現金自動預払機等（ATM）	
ワ 駐車場等	
(3) 防犯設備	57
イ 防犯設備の設置	
ロ 防犯カメラ	
(4) 安全体制の整備	57
イ 安全対策の責任者	
ロ 警戒要領	
ハ 現金の管理	
(5) 地域との連携等	58

※7は全て新規追加（目次に前回委員会後の追加・修正はなし）

7 社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針	59
(1) 安全対策の推進	59
(2) 施設利用者の安全を守るための設備の整備	59
イ 敷地内への不審者進入防止対策	
ロ 敷地内での不審者の発見・排除対策	
ハ 防犯設備の日常の点検	
ニ 防犯カメラの効果的な活用	
(3) 施設利用者の安全を守るための防犯対策	60
イ 所内の体制と職員の共通理解	

- ロ 来訪者の確認の徹底
- ハ 安全を守るための器具等の整備
- ニ 安全を守るための訓練の実施
- ホ 施設開放時等の安全確保
- ヘ 地域や関係機関等との連携

1 総 則

(1) 改定の趣旨

平成18年4月1日、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現のために、犯罪の被害を防ぐための県民や事業者等による自主的な活動を促進し、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備に取り組んでいくことを目的として、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例」（以下「安全・安心まちづくり条例」という。）を施行しました。

この条例に基づき、平成19年3月、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」（以下「防犯指針」と言う。）を策定し、県民が一体となって、犯罪の未然防止に務めていたところでした。

防犯指針の策定から10年以上が経過しており、県内の刑法犯認知件数は平成19年の29,216件から、平成28年には16,466件と約10年間で1万件以上も減少しております。

一方で、子どもや女性を対象とした声かけ事案や、県民の身近なところでも犯罪が発生しており、治安に対する県民の不安感が払拭されているとは言えません。

そのため県では、防犯カメラの効果的な活用を目的とし、平成28年10月に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定するとともに、平成29年3月に「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画」（第3期）（以下「基本計画」と言う。）策定し、犯罪のない安心して暮らすことができるまちづくりを進めているところであります。

また、従来の防犯指針に示されていなかった大規模小売店舗等が増加するなど、社会情勢も変化しており、平成28年7月には、神奈川県相模原市の社会福祉施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件も発生しております。

このような社会情勢の変化に対応するため、基本計画等を踏まえ、従来の指針に修正を加えるとともに、新たに大規模小売店舗等及び社会福祉施設等の施設の構造や設備等に関する指針を追加し、防犯指針を改定したものです。

(2) 基本原則

防犯指針の内容は、県民及び事業者等が、安全・安心まちづくりの活動の中で配慮すべき事項をまとめたもので、法令の規定に優先したり、すべての場合に一律に適用される性格のものではありません。

(3) 方向性

防犯指針は、犯罪の起きやすい環境（状況）に着目し、県民、事業者等（以下「県民等」という。）の自主的活動により、犯罪を誘発する要因を除去することで

イ 県民の犯罪被害防止という視点を計画段階から取り入れ、効果的でバランスのとれたまちづくり

ロ 地域で行われている住民による様々な活動と連携し、身近な地域の課題を解決していくまちづくり

ハ 防災や交通安全、福祉などの他の分野と連携して、県民等の安全が図られた安心感のあるまちづくり

を進めることを目指しています。

特に、今回の改定防犯指針では、社会情勢の変化に対応し、「犯罪が起きにくい環境づくり」に向けた配慮すべき事項をまとめており、この内容を広め、公共空間全体の防犯性を高めることを目指しています。

(4) 基本的な考え方

犯罪が発生しやすい場所として、一般的に「入りやすく」「見えにくい」場所が危険性が高いと捉えられており、その逆の「入りにくく」「見えやすい」場所が多いまちづくりを目指すことで、犯罪を誘発する要因を除去し、安全・安心まちづくりを推進します。

<基本的な5つの考え方>

イ 照度・見通しの確保

ロ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御

ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化

ニ 地域住民等の連携の強化

ホ 防犯設備の効果的な活用

イ 照度・見通しの確保

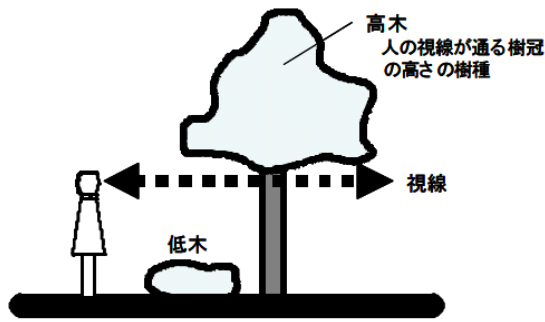
住民による見守り活動が行われている地域では、犯罪を起こそうとしている人は、「犯罪行為を行えば、誰かに見られるかも知れない」と感じ、その地域では犯罪を思い止まるといわれていますが、見守り活動をより有効にするためには、照度・見通しの確保が重要となります。

(イ) 必要な照度の確保

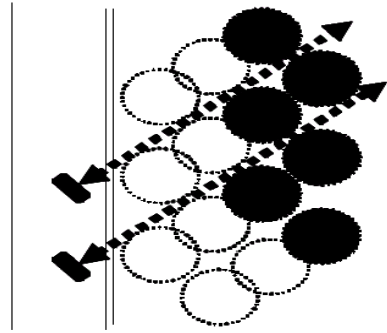
- 夜間に人の行動を視認できるよう、道路、公園、駐車場、駐輪場等の公共的な空間では、光害にも注意しつつ、防犯灯、街路灯等により、人の行動が視認できる必要な照度を確保する。
- 照明が樹木に覆われたり、汚損されていると予定した照度を維持できなくなるので、適時に点検する。
- 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新增設が難しいときには、地域住民の理解と協力を得て、門灯等を活用する。

(ロ) 見通しを確保して死角の解消

- 公共的な空間の周囲にある植栽は、計画の段階から、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たる。
- 例えば、視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも樹高の低い樹種を選定することなど視線を連続してさえぎらない配置を検討する。
- 植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くするので、適時に点検し、必要に応じてせん定する。
- 公園等の内部は、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。特に、公衆便所は危険の大きい場所になりがちなので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保するとともに、照度の確保や複数の出入口を設置する。
- 駐車場・駐輪場の外周のフェンス、さく等はできる限り周囲からの見通しのよいものとし、管理者が常駐し若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置する。
- 住宅、学校等の囲障は、さくなどの見通しを確保できるものとする。
- 道路に面した建物の壁面を後退させたり、角地の隅切りを行うことでの道路空間の見通しを確保する。
- 地下道等で犯罪発生の危険が大きいものについては、できる限り防犯カメラその他の防犯機器を設置する。

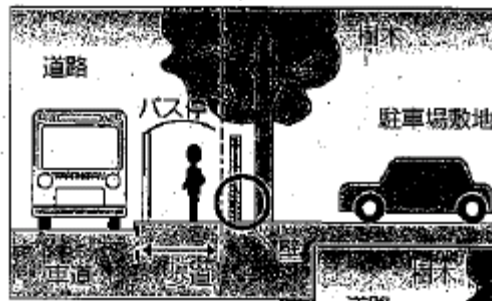


見通しのよい街路樹・植栽の例

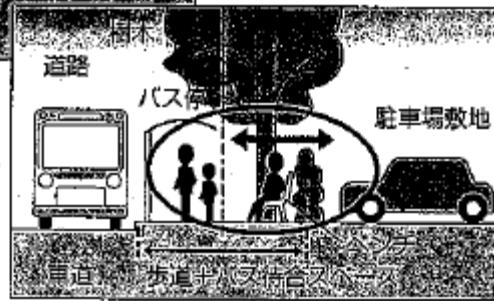


樹木を斜めに平行に配置すれば、見通しを確保できる。

沿道のブロック塀の改善による見通しの確保



▲従前



従後▶

駐車場の塀の改善による見通しの確保とゆとりスペースの創出

【参考】

- 1 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、自動車の車路の路面10ルクス以上自動車の駐車のために供する部分の床面2ルクス以上と規定しています。
- 2 「人の行動を視認できる」ためには、4m先の人の挙動、姿勢等が識別できることを前提とすると、平均水平面照度（地面又は床面における平均照度。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上必要です。
- 3 「人の顔、行動を明確に識別できる」ためには、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かることを前提とすると、平均水平面照度がおおむね50ルクス以上必要です。

参考資料

道路、公園、駐車・駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項（平成26年8月警察庁）

ロ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御

犯罪を起こそうとしている者が、犯罪被害の対象となる人や物に近づけないようにすることは、犯罪の機会を減少させることにつながります。

(イ) 周囲との区分

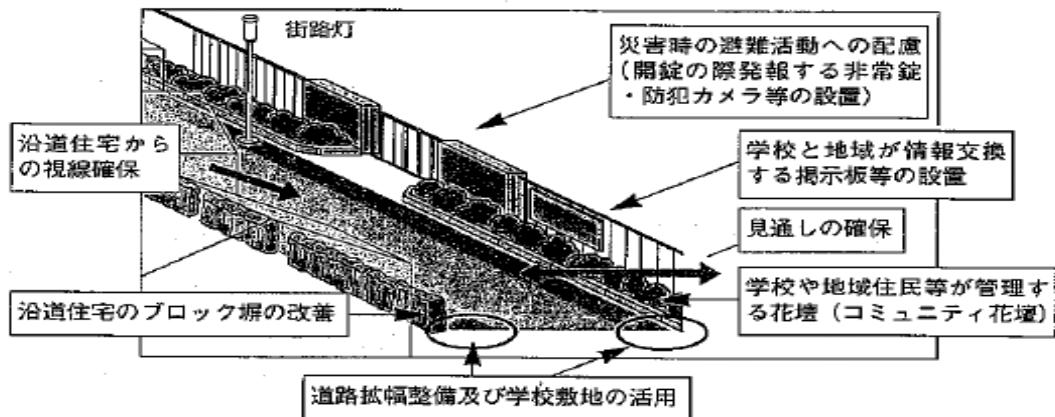
- 駐車場・駐輪場は、外周さく等により周囲と区分し、可能であれば出入口に自動ゲート管理システム又は管理人を配置することで、犯罪を起こそうとする者が容易に近づけなくする。ただし、さくやフェンスが隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意する。
- 特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪を起こそうとする者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止することが犯罪抑制に効果的である。
- 安全な交通の確保の観点から必要な範囲にガードレールの設置や植栽その他の適切な方法によりひったくり犯等の接近を制御する。

■ ブロック塀等の改善による犯罪企図者の接近の制御



▲ブロック塀が死角をつくり、侵入の足場ともなる

● 小学校周辺道路の整備検討例



ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化

犯罪被害を防止するためには、次に掲げるように、犯罪被害の対象となる人・物の強化が必要です。

(イ) 犯罪被害の対象となる人の強化

○ 子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を犯罪被害から守るためには、それらの人の犯罪回避能力を高める必要があり、犯罪被害防止教育を推進する。

特に高齢者は振り込め詐欺等の被害者となることが多いことから、振り込め詐欺等の被害防止対策を強化する必要がある。

○ 高齢者、障害者、外国人その他特に防犯上配慮を要する人が犯罪に巻き込まれないように、それらの人に対する安全情報の伝達方法等には、特に配慮する。

○ 犯罪の被害に遭わないための安全教室や安全・安心まちづくりの自主的活動を促進するための各種講座等を開催するなど、各地域の特性に応じた安全教育の推進を図る。

(ロ) 犯罪被害の対象となる物の強化

○ 住宅、事務所、店舗等の犯罪被害の対象となる建物について、丈夫な錠や防犯ガラスなどで建物を物理的に強化する。

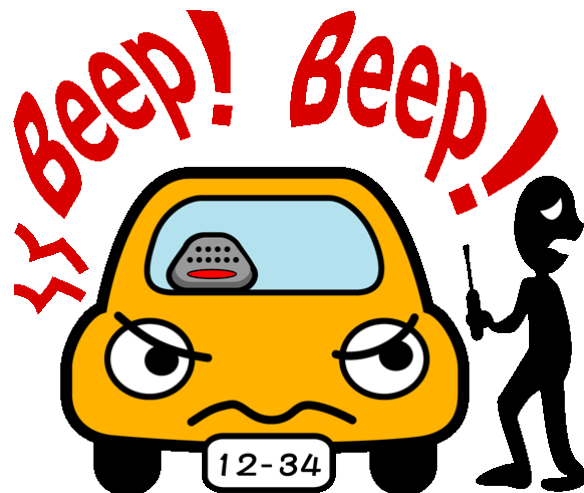
○ 建物の玄関ドア、サッシ等に補助錠等を取付け、防犯性を高める。

○ 窓ガラスに、防犯ガラス又は防犯フィルム等をはりつける。

○ 金庫は、種類（防犯性能や耐火性能等）を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をする。

○ 自動車盗難を防ぐため、イモビライザーや警報装置を取り付ける。

○ 自転車やオートバイを駐輪する際は、鍵を2つ掛ける「ツーロック」を行うとともに、駐輪場にチェーン用バーラック、サイクルラック等があれば使用する。



二 地域住民等の連携の強化

住民等が「自分たちのまち」であるという意識を持ってコミュニティを形成し、地域の施設等の維持管理を行うことによって住民等の連帯感や共同意識が醸成されます。

このことが「この地域で、不審な行動をとれば、目立ってしまう」と犯罪を起こそうとする者に意識させることにつながり、犯罪の抑止が図られます。

(イ) 地域住民の参加促進

- 地域住民が愛着を持って利用し、自発的に維持管理している施設は、犯罪の抑制に効果的である。
- 道路等の植栽、公園の整備・管理等において、ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進する。
- 犯罪を起こそうとする者が好む地域は、違反広告物や落書きがはん濫し、ゴミの不法投棄等が放置されている地域である。このような地域は、住民がお互いに無関心で連帯意識が弱いと思われ、犯罪を起こしやすいと考えられがちである。

(ロ) 「コミュニティ道路」等の整備、改善

- 「コミュニティ道路」等の整備又は改善は、通過交通が抑制されるので、行きずりの犯行といわれる犯罪の防止に効果があるほか、道路空間を通じた地域のコミュニティ意識の活性化等にも効果がある。

(ハ) 情報流通の円滑化

- 問題意識の共有化を図るため、当該地区の公共的な空間での犯罪の発生状況等について、被害者のプライバシー等に十分に配慮しつつ、警察が地域の住民、市町村等に情報提供するなど情報流通の円滑化を図る。

住民参加による公園等の緑化・清掃等の取組



▲クリーン作戦



緑化▶



地元学生らが沿道の植栽を清掃・緑化する住民参加による道路の維持管理の取組



ボランティア等による落書き消しの取組

(二) 企業・団体との連携

犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するためには、自治体や事業者、各種団体、防犯ボランティアを始めとする地域住民が協働し、県民総ぐるみで防犯活動に取り組むことが重要です。

特に、事業者や各種団体がCSR（企業の社会的責任）として防犯活動に取り組めば、県全体の犯罪に対する抵抗力を高め、犯罪を抑止する大きな力となります。

○ 防犯CSR活動

CSR(Corporate Social Responsibility)とは、日本語で一般的に「企業の社会的責任」と言われており、企業が社会の一員として果たすべき様々な責任を意味します。近年、多くの事業者等企業・団体が環境保全や社会福祉、防災などのCSRに積極的に取り組んでいます。

その中で、事業者等の皆様が自ら企画・立案し、犯罪の被害防止などの地域の安全に貢献する取組を「防犯CSR活動」と言います。

○ 防犯CSR活動の具体例

- ・子どもの見守り活動や防犯パトロール
- ・自社製品のパッケージに防犯標語を記載し販売
- ・防犯ボランティアに対する活動物品の提供
- ・フリーペーパーを活用した情報提供
- ・インターネットを活用した情報発信



ホ 防犯設備の効果的な活用

防犯カメラを始めとする防犯設備が、犯罪の未然防止や検挙に有用であることが広く認められていますので、効果的に活用して、犯罪の未然防止に努めましょう。

(イ) 人的な防犯活動の充実

犯罪が起きにくい環境づくりのため、防犯設備（ハード面）を効果的に活用するには、人的な防犯活動（ソフト面）の充実が不可欠です。

(ロ) 防犯設備の整備等

防犯カメラ、防犯灯、防犯警報設備等の安全・安心まちづくりの推進に必要な防犯設備の設置及び維持に努めましょう。

- 防犯設備の設置については、必要に応じて警察官や防犯設備士等の専門的知識を有する専門家に相談しましょう。
- 防犯設備の定期的な補修・点検に努めましょう。

(ハ) 防犯カメラのガイドラインの活用

県では、平成28年10月に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定し、防犯カメラを設置する場合に配慮いただきたい事項をまとめましたので、この、ガイドラインに沿って、防犯カメラの適正な設置・運用に努めましょう。

なお、ガイドラインで対象となるカメラは、次の3つの要件をすべて満たすカメラとなります。

○ 設置目的

犯罪の防止を目的に設置されているカメラ

※ 施設管理や混雑程度の把握，事故防止、防火・防災等を主目的にするカメラであっても、犯罪を防止する目的を合わせ持つカメラは、このガイドラインの対象とします。

○ 設置場所

不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ

※ 例として、

- ・道路、公園、駐車場、駐輪場
- ・商店街、繁華街
- ・空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場
- ・金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設、病院
- ・劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル、旅館
- ・寺院、神社

※ 事業所の事務所内や工場の敷地内、マンション・アパート等共同住宅の建物内など不特定かつ多数の人の出入りが想定されない場所を撮影するカメラは、このガイドラインの対象となりません。

○ 設置機器

画像を記録媒体（HDD、メモリーカード等）に保存する機能を備えたカメラ

(二) 防犯カメラの効果的な設置場所等

- 出入口を確実に撮影できるように設置する。
- 防犯カメラを設置していることがわかるように、「防犯カメラ作動中」などと表示して、犯意の抑制を図る。
- 見通しが確保できず、死角となっている場所に設置する。
- 出入りする車両のナンバーや人物の動きがわかるように設置する。

(ホ) 防犯カメラの管理

- 防犯カメラの設置者等は、防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定すること。
- 防犯カメラの設置者等及び管理責任者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをすること。
- モニターや録画装置、記録媒体については、施錠可能な保管庫での管理、画像再生のパスワード設定等の情報漏えい防止措置を講じること。
- 記録媒体を処分するときは、破碎又は復元できない完全な消去等を行うこと。
- 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウィルス対策ソフトウェアを使用したり、パスワードを設定するなどして、情報漏えい防止措置に特に配慮すること。



(5) 適用の範囲

- ◎ 学校等（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校の高等課程、主として外国人の児童、生徒及び幼児に対して学校教育に類する教育を行う各種学校並びに児童福祉施設をいう。以下同じ。）及び通学路等（通学、通園等の用に供されている道路並びに児童、生徒及び乳幼児（以下「児童等」という。）が日常的に利用している公園、広場等をいう。以下同じ。）での児童等の安全確保に関すること（安全・安心まちづくり条例第12条）。
- ◎ 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）についての、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関すること（同条例第16条第2項）。
- ◎ 住宅についての、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関すること（同条例第17条第2項）。
- ◎ 深夜商業施設等（深夜商業施設（午後10時から翌日の午前5時までの間で営業する小売業に供される施設をいう。）及び遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う施設並びに青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第30条第1項各号に規定する営業に係る営業所をいう。）をいう。以下同じ。）での犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関すること（同条例第19条第1項）。
- ◎ 大規模小売店舗等は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（店舗面積が1,000㎡を超える小売業を行うための店舗）を対象とする。
ただし、それ以外の小売店舗であっても、必要な範囲内において準用する。
- ◎ 社会福祉施設等とは、児童福祉施設（児童福祉法第7条に基づく知的障害児施設等）、障害者施設（障害者自立支援法第5条に基づく障害福祉サービス事業（生活介護、自立支援、就労移行支援、就労継続支援）、施設入所支援、共同生活介護及び共同生活援助を行う施設、その他社会福祉法第2条第2項に基づく社会事業授産施設等）、高齢者福祉施設（老人福祉法第5条の3に規定された（老人ディサービス、老人短期入居施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護センター）を対象とする。

(6) 有効活用の促進

イ 防犯指針の周知

防犯指針の有効活用を促進するために、広く県民に対して防犯指針に関し周知を行います。

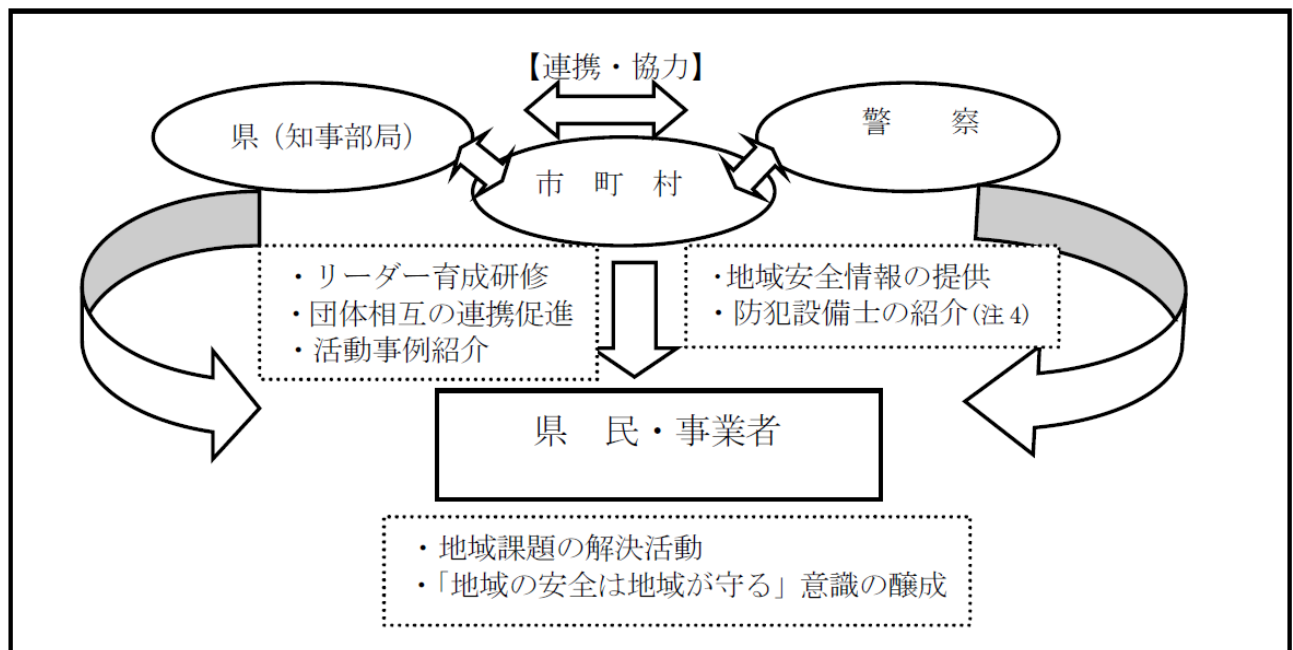
ロ 防犯意識の共有

防犯指針を活用し、県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、県民が自ら有効な防犯対策を講じます。

ハ 継続的な啓発・訓練

防犯指針を活用し、県民一人ひとりが防犯意識を持ち続け、継続的な啓発・訓練に務めます。

【連携・協力のイメージ】



(犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画 (第3期) から抜粋)

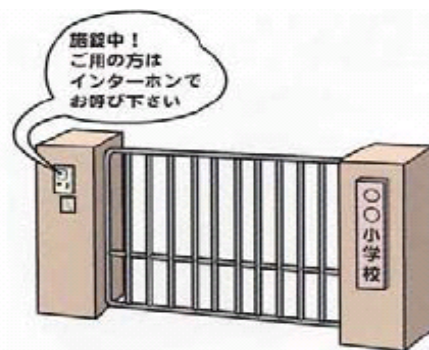
2 児童等の安全の確保のための指針

(1) 学校等の安全対策

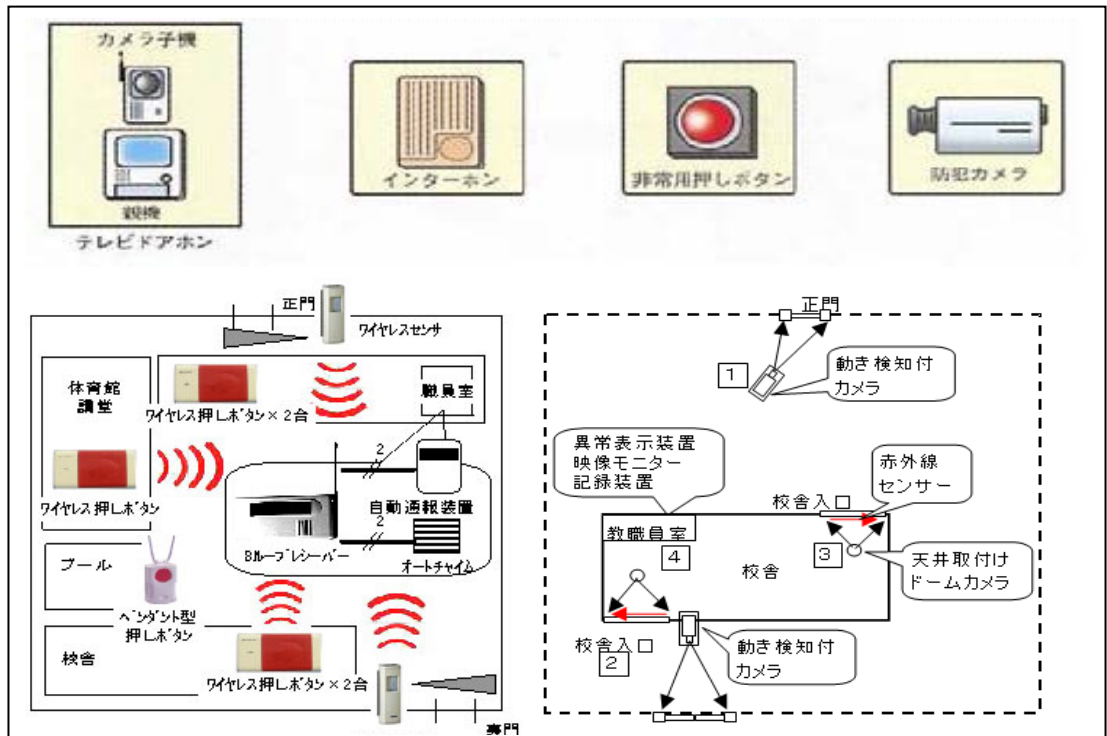
イ 学校等への不審者侵入防止体制の確立

(イ) 敷地内への不審者侵入防止対策

- 門・塀で囲まれている学校については、出入口を限定し、登下校時以外は原則として門は施錠しておく必要がある。また、門を開けている間は、教職員や保護者、スクールガードリーダー等の地域ボランティア、警備員が立ち会い、子どもの安全を見守るようにする。
- 不審者の進入防止や犯罪防止等の観点から、職員室や事務室等の教職員の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- 門は、学校や地域の状況に応じ、来校者の確認のためのインターホン、侵入監視のためのセンサーライトやセンサーブザー、防犯カメラ、遠隔操作による開閉が可能な電気錠等の防犯設備の設置等について検討する必要がある。

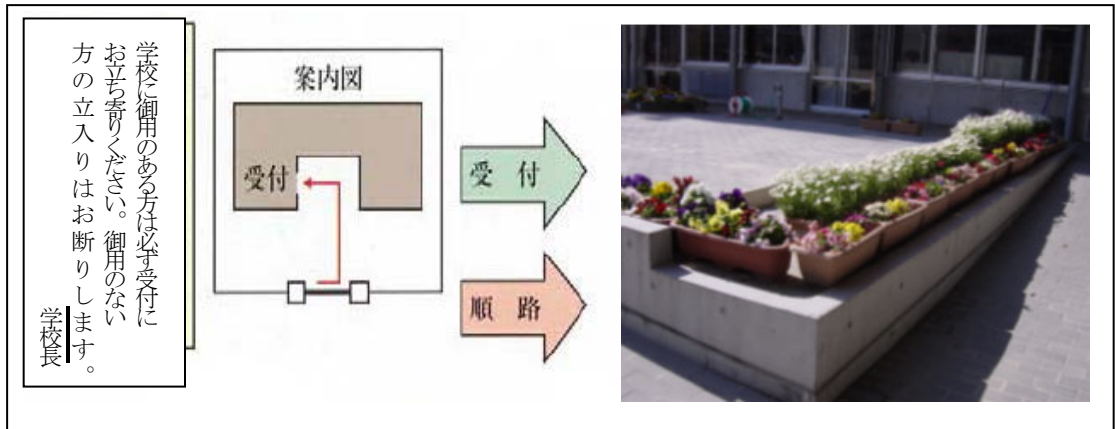


- 防犯カメラを設置している学校は、モニターを意識的にチェックする体制づくりをすることが重要である（門での子どもの見守りと防犯カメラによる二重のチェック）。
- 特に、登下校時等門が開放されている時間帯に保護者や地域ボランティア等の協力を得ながら、見守り活動を交代制にすることで、個人にかかる負担の軽減を図る。
- モニターは各学校でチェックするとともに、教育委員会等で各学校のモニターの画像を、二重にチェックすることも有効である。
- 学校や地域の状況に応じて、不審者進入防止の効果的な方法を工夫検討をすることが大切である。

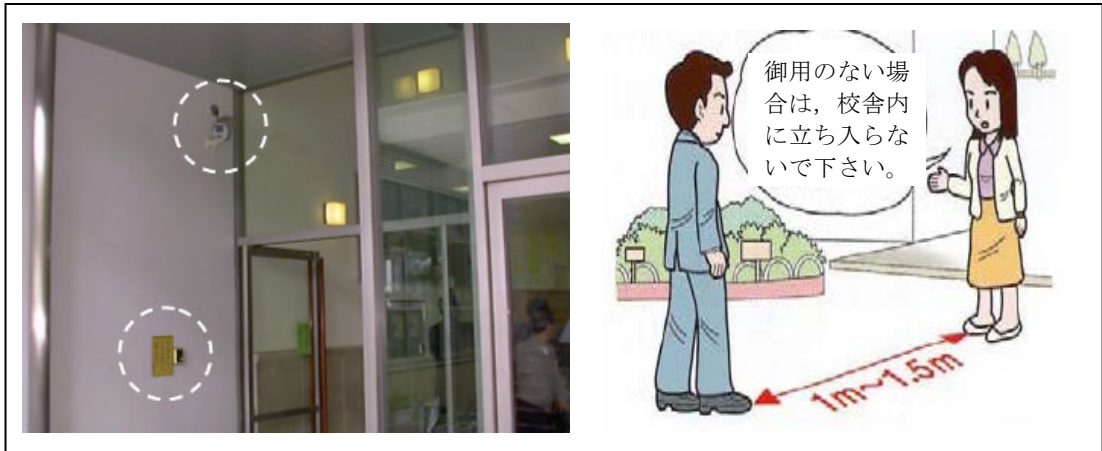


(ロ) 敷地内での不審者の発見・排除対策

- 門から校舎への入口（受付）までの動線を明確にして、初めての来校者にも分かるように、案内の看板を門の周辺等に示しておく。
- 動線は職員室等から見通せるように、また、児童等が活動するスペースとはっきり分けて設定する。



- 不審者を早期に発見し、校舎内に入れなため、教職員、保護者、地域ボランティア警備員等が、授業中や昼休み、休憩時間等に屋外運動場等敷地内の巡回を行う。



(ハ) 校舎・建物内への不審者の侵入防止対策

- 正規の来校者も含め、原則としてすべての来校者の対応を受付に集中する。このため、学校の状況に応じて、案内看板の設置、地域のボランティア等による誘導、非常時の避難に配慮しつつ校舎の必要のない出入口の閉鎖等を行う。
- 受付では、教職員等が対応して来校者をチェックする。
- 受付後に識別が可能なように、来校者を確認し、名札等を着用させる。



- 学校関係者が来校者と応接できるスペースを受付の近くに設け、原則として来校者に対しては応接スペースで対応するようにする。特に、来校理由がはっきりしない来校者に対しては、応接スペースで複数の学校関係者で対応する。
- 職員室等は、来校者の動線や屋外運動場を見渡すことができ、不審者侵入時に即応できる位置に配置する。



ポイント

- 登校時：出入口を限定して門を開放する。
登校時間中に教職員や地域のボランティア等が門や通学路の要所等に立って子どもの見守り活動を一層進める。
- 授業中、休憩時間等：原則として門は施錠しておく。
- 下校時：出入口を限定して門を開放する。
門を開放している時間帯は、見守り活動を交代制にするなどして個人にかかる負担を軽減しながら地域のボランティアの協力を得たり、警備員を置いたりするなど、門で子どもの安全を見守る。

ロ 児童等の安全を守るための設備等の整備

(イ) 安全を守るための器具等の整備

- 不審者の侵入等の緊急時対応のために、安全を守るための器具を備えておく。器具としては、さすまた、盾、催涙スプレー、ネット、つえ等が効果的である。
- こうした器具については、児童等が防御以外の目的に使用することがないように、管理の徹底を図る。
- 警察官等の協力を得て、万一の場合に適切に使用できるように訓練しておく。



(ロ) 防犯カメラの効果的な設置場所

- 出入口を確実に撮影できるように設置する。
- 見通しが確保できず、死角となっている場所に設置する。
- 「防犯カメラ作動中」などと表示し、来訪者に防犯カメラが設置されていることを示す。

(ハ) 安全を守るための訓練の実施

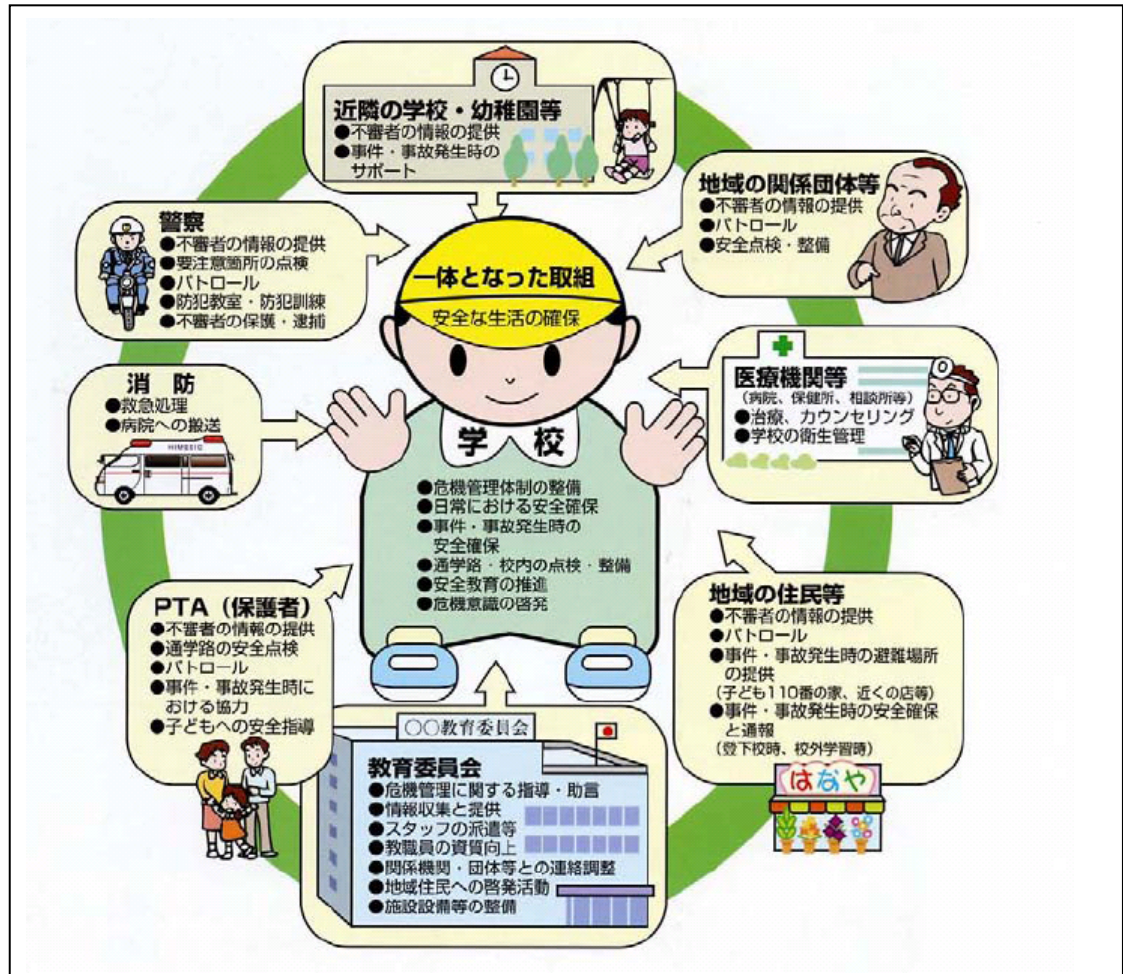
- 学校への不審者侵入等の緊急事態が発生した場合、迅速に110番（119番）通報や教育委員会等への連絡が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく。
- 学校に警察との連絡システムがある場合には、使用方法についても十分周知しておく。
- 110番通報の後、警察官が到着するまでの間、教職員自身の安全を守りつつ不審者から子どもを守る訓練を、警察官等の協力を得て行っておく。



ハ 学校、地域、家庭が連携した安全で安心な学校づくり

(イ) 地域ぐるみの安全で安心な学校づくり

- 安全で安心な学校づくりのためには、学校関係者の努力に加え、地域社会の協力の下、地域ぐるみでの取組を推進する。
- 学校内外で腕章等を身に付けて警備に当たるボランティアがいることは、門等の出入口の管理とともに、犯罪を起こそうと考えている者に対して心理的な抑制効果がある。



(ロ) 地域に開かれた学校づくりと学校の安全

- ルールに従って、地域の多くの人々が学校を訪れ、学校の様々な活動へ協力することにより、学校が活性化され、同時に、多くの人々の目で子どもの安全が見守られ、学校の安全性を高めることができる。
- 「地域に開かれた学校づくり」の推進は、地域と連携した学校の安全確保が絶対条件である。学校や地域の学校安全に関する意識を高め、学校や地域の状況に応じた「地域に開かれた学校づくり」を進めることが大切である。
- 学校開放時には、開放箇所と非開放箇所の区別を明確化し、校舎内に掲示する。

ポイント

来校者に求められるルールとして、事前に用件を電話等で学校に伝え、来校の予約をしておくことなどが必要です。また、各学校は来校のルールについて、学校の門に掲示したり、学校便りや自治体の広報誌を活用したりすることにより、地域の人々にお知らせしておくことが大切です。

(ハ) 学校と警察の連携の推進

- 学校と地元警察署、教育委員会等と警察との間で十分な意見交換ができる場の整備
学校と地元の警察署及び教育委員会と警察との間で、学校の安全対策や児童等の安全対策等の面で密接な意思疎通を図るため、関係者間で協議会の設置、定期的な情報交換を行う。
- 学校の実情に応じた巡回の強化
学校や教育委員会等から要請があった場合には、関係者が協議して、それぞれの状況に応じ、警察によるパトロールや地域住民による見守り活動を行う。
あわせて、通学路の巡回や見守り活動が行われていることを広くお知らせするとともに、学校周辺でも、それが分かるような表示をすると、犯罪を起こそうとする者に対する心理的な抑制効果がある。
- 学校と警察が連携した実践的・効果的な安全教室等の実施
万一の事態に備えるためには、学校で避難方法や防御の手段・方法についての実践的・効果的な安全教室や訓練等を実施する。
安全教室等の内容は、児童等の円滑・迅速な避難のみならず、不審者に遭遇した場合に、警察官が到着するまでの間、学校に備え付けられている防御用の器具・装置を使用して、児童等と教職員自らの身を守る方法について取り組む。
- 警察等の協力による学校の施設や防犯設備、マニュアル等の学校安全体制の再点検の実施
警察官や学校の安全対策に知識を有する人の協力を得て、学校の施設設備、備品の状況やマニュアルの内容等について定期的に、又は、必要に応じて点検し、改善していく。また、ボランティアの養成・研修に当たって、警察等の協力を得る。
- 学校と警察との間の非常時の通報体制の整備と通報訓練等の実施
学校独自のより細かい「危機管理マニュアル」等の中に非常時の場合の通報の方法を定めておく。
さらに、警察と学校、教育委員会等が連携した通報システムの整備やそれを活用した訓練等を行う。
- 地域内での不審者情報や事件の情報の共有化
地元の警察の協力を得て、子どもたちへの不審な声掛けや事件等に関する地域安全情報の収集・提供システムを整備する。

(2) 通学路等の安全対策

イ 通学路の安全点検と要注意箇所の把握

登下校時の幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保するためには、まず可能な限り安全な通学路を設定することが重要です。

排除できない要注意箇所は、しっかりと把握し、関係者の共通認識を得て、改善することが必要です。

(イ) 安全な通学路の設定と定期的な点検の実施

- 教職員、保護者及び通学路等の管理者等が通学路を実際に歩き、交通事情等を配慮し、関係者が議論して可能な限り安全な通学路を設定する。
- 冬期には、日没が早くなるので、必要な照度が確保されているか確認する。
- 通学路周辺の状況は変化することから、毎学期又は必要に応じて随時点検する。
- 点検等により、障害物の放置、落書き、トンネル状通路等の電灯切れなど好ましくない状況が発見された場合は、関係機関と連携をとり、速やかに改善整備する。

(ロ) 通学路の要注意箇所等の把握と周知徹底

- 通学路に関し、保護者や警察、地域等の関係者の間で共通認識を得ておくべき事項
 - イ 危険・要注意箇所（道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空家等人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通るなど）
 - ロ 公園や空き地等不特定の人が容易に入りやすい場所
 - ハ 交番や「子ども110番の家・店」等、非常時に児童等が駆け込める場所
- 把握した情報は、PTAや保護者会で配布し、説明して共通認識を得る。また、最寄りの交番や警察、自治会などにも資料を配布する。
- 児童等に対しても通学路の「地域安全マップ」の作成等を通して周知する。



ポイント

【地域安全マップの配慮点】

- 「通学路安全マップ」作成に当たっては、学級活動や生活科、総合的な学習の時間、児童会・生徒会活動など様々な機会を活用して、児童等自身の参加により作成を進める。
- 様々な学年を組み合わせたグループを作り、保護者等とともに作成するなど、発達段階を考慮して作成する。
- 場合によっては、安全についての専門的な助言を得るため、警察官等の協力を得る。
- 児童等が実感をもって理解できるように、児童等自身による写真やイラスト、書き込みなども積極的に活用する。
- 作成過程の際に、「子ども110番の家・店」を含む住民へのインタビューを行うなど地域住民と触れ合う。

ロ 登下校時の児童等の安全の確保

学校や地域の実情に応じ、安全な登下校方策を策定し、地域全体で見守る体制を整備するとともに、登下校のルートや時間等に関して警察と情報を共有しておくことは、通学路に不審者を近づけない、又は犯行に及ばせないために重要な要素です。

(イ) 安全な登下校方策の策定・実施

- 児童等を極力一人にしないという観点から、保護者や地域の協力を得ながら安全な登下校方策を策定し、実施する。

ポイント

- 教職員、保護者等の中で登下校方策について議論し、共通認識を得ておく。
- 小学校低学年の児童については、その安全がしっかりと確保できるよう、それぞれの学校の置かれている状況に応じて取り組む。
 - イ 小学校低学年の児童が登下校時に一人にならないよう、上級学年とともに集団登下校する。
 - ロ 登下校の順路を工夫したり、学年ごとに異なっている下校時間をそろえる。
- 保護者や地域の方々の協力を得て、交代で同伴する。
- 学校行事等のため、登下校の時間が不規則になる場合も考えられるが、このような場合には、十分な時間的余裕をもって保護者にしっかりとお知らせするとともに、警察や地域の関係団体等にも連絡して対策を講じておく。
- 冬期には、日没が早くなることもあり、部活動等で遅くなるような場合は、保護者に事前に連絡しておき、場合によっては保護者の迎えを依頼する。
- 子ども110番の家・店を把握するとともに、防犯ブザーや防犯ホイッスルを確実に携行し、定期的に正常に作動するか点検する。
- 遅刻、早退する児童等については、時間、登下校方法について、保護者と確認する。

(ロ) 児童等の登下校を地域全体で見守る体制の整備

- 保護者や地域ボランティア等の協力を得て、「あいさつ」や「声掛け」をしながら児童等の登下校を見守り、また、看板の設置等により地域全体が児童等の安全を見守っているという雰囲気醸成する。

ポイント

- 保護者や地域の方々の協力を得て、児童等の登下校の見守りや通学路の巡回を実施する。なお、保護者の協力を得る場合等は、例えば交代で数か月に1回通学路に立てばすむようにするなど、個人にかかる負担を少なくするように配慮する。
- 保護者や地域の方々の理解を得るためには、PTAだけでなく、町内会等地域の様々な団体に協力を求める。
- 通学路の巡回等に参加する方々へ腕章や共通ユニフォーム、ステッカー等を配布し、目立つ形で児童等を見守る体制を示すことで犯罪抑制効果が期待できる。なお、悪用防止のため、腕章や共通ユニフォーム、ステッカー等の管理を徹底すること。
- 地域の境界や地域内の様々な場所に児童等の安全を守る取組についての看板等を設置し、協力の得られる店舗や住宅にステッカーをはるといった方策により、児童等の安全が地域全体で守られているという環境を醸成する。



(ハ) 登下校のルートや時間等に関する警察との情報の共有

- 児童等の登下校のルートや時間等を、最寄りの交番や警察署等に連絡しておき、必要に応じ、登下校時の巡回等について協力を依頼する。
- 警察では、学校周辺、通学路、児童公園等の児童等に対する犯罪が発生しやすい場所には、通学時間帯等を中心として、警察官による警ら・警戒活動を行っている。学校と警察との連携を深め、登下校に関する情報を共有することは、犯罪を防止する上でも重要である。
- 警察、教育委員会や各学校等様々な段階で密接な情報交換を行う。
- 登下校時の児童等の安全確保のための警察との意見交換、情報の共有のために、学校警察連絡協議会等を活用する。

ポイント

- 地域での子どもが被害者となる事案の全般的な発生状況
- 性犯罪、誘拐、子どもに対する声かけ事案、不審者の出没等子どもが被害者となる事案の発生場所、時間帯、手口等に関する情報
- 子どもが被害者となる事案の発生が予想される場所についての情報

(3) 被害防止教育の推進

「自らの安全は自らが守る」という自立的な防犯意識を育てるため、できるだけ早い年代から、子どもの年齢や発達段階に応じた効果的安全教育を推進し、子どもの犯罪回避能力を育てる。

イ 参加・体験型の訓練の実施

不審者から声をかけられた場合や危険な事案に遭遇した場合の対応訓練など、子どもに危険を回避する能力を身に付けさせる参加・体験型の訓練を実施する。

ロ 相談窓口における情報の共有化

子どもへの効果的な安全教育のため、子どもを対象とする各種相談窓口における子どもの安全対策に関する情報の共有化を推進する。



参考資料

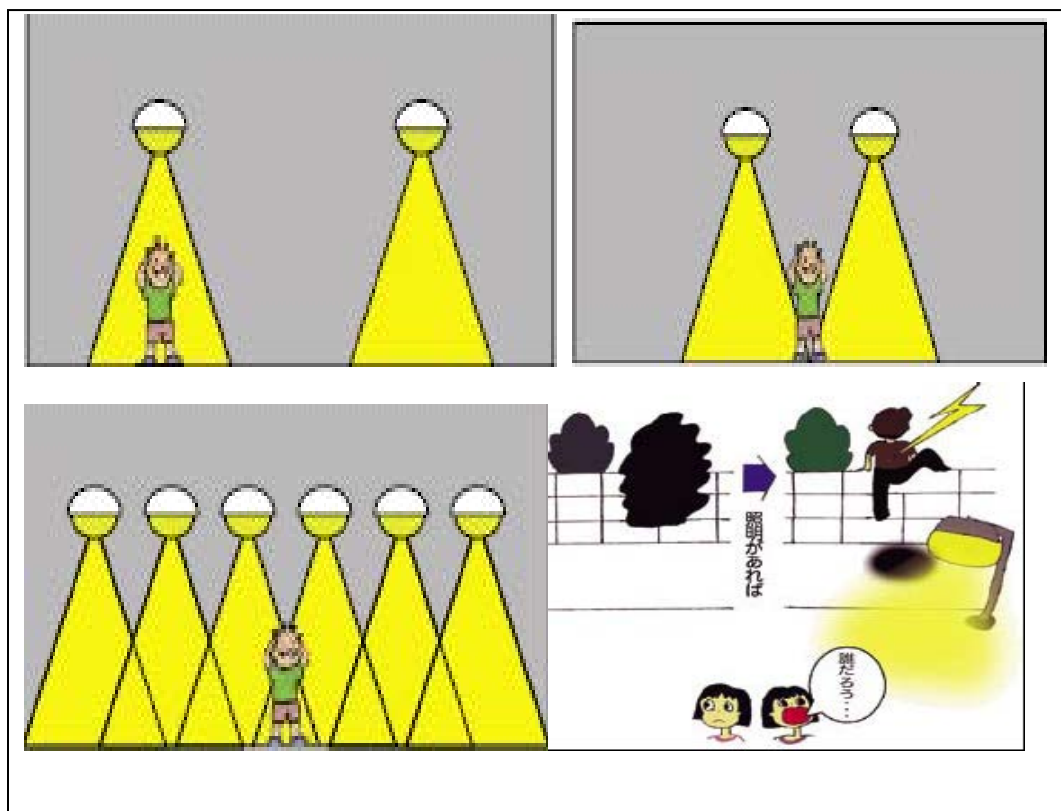
- 1 学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル（平成14年12月文部科学省）
- 2 学校施設の防犯対策に関する調査研究報告書（平成16年9月文部科学省委託調査研究）
- 3 学校安全のための方策の再点検等について（平成17年3月安全・安心な学校づくりのための文部科学省プロジェクトチーム第一次報告）
- 4 登下校時における幼児児童生徒の安全確保について（平成17年12月文部科学省）
- 5 登下校時の安全確保に関する取組事例集（平成18年1月文部科学省スポーツ・青少年局）
- 6 学校施設の防犯対策事例集（平成18年2月文部科学省大臣官房文教施設企画部、国立教育政策研究所文教施設研究センター）
- 7 学校における防犯教室等実践事例集（平成18年3月文部科学省スポーツ・青少年局）
- 8 警察白書（平成16年版、平成15年版、警察庁）
- 9 みやぎ学校安全基本指針（平成24年10月宮城県教育委員会）

3 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 道路

イ 必要な照度の確保

- 夜間に人の行動を視認できるように、地域性を考慮し必要に応じて、光害にも注意しつつ防犯灯、街路灯等により必要な照度を確保する。
- 照明が樹木に覆われたり汚損することにより、予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検する。
- 道路が暗い場合で防犯灯、街路灯等の新增設が難しいときには、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等を活用する。
- 道路上で発生するひったくり等の犯罪は、夜間に多く発生していることから、必要な照度を確保することが重要である。



□ 見通しの確保と死角の排除

- 道路の植栽については、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たる。例えば、視線の高さよりも上に樹冠のある高木又は視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置等を考慮する。
- 植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検し、必要に応じてせん定する。
- 住宅、学校等の囲障は、さく等見通しのよいものにする。
- 狭い道路に面した家屋は、建替え等の際に壁面を後退させると道路空間の見通しがよくなり、交通安全、防災にとっても有効である。また、角地の隅切りも効果がある。
- 地下道等で犯罪発生の危険が大きい場合は、防犯カメラその他の防犯設備を設置する。
- 私有地や公園の植栽又は道路等の植木・雑草等の枝葉が伸び放題となることにより、道路の見通しを妨げる場合には、見通しを確保するためせん定・伐採する。

ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御

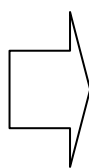
- 特にひったくりの被害が多い道路については、犯罪を起こそうとしている者がオートバイに乗ったまま歩行者に接近するのを防止するのが犯罪抑制に効果的である。
- ガードレール、歩道さく、植栽、縁石等により歩道と車道を分離し、ひったくり犯等の接近の制御を図ることが効果的である。



(2) 公園

イ 必要な照度の確保

- 夜間に人の行動を視認できるように、地域性を考慮し必要に応じて、光害にも注意しつつ防犯灯等により必要な照度を確保する。
- 照明が樹木に覆われたり汚損することにより、予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検する。



ロ 見通しの確保と死角の排除

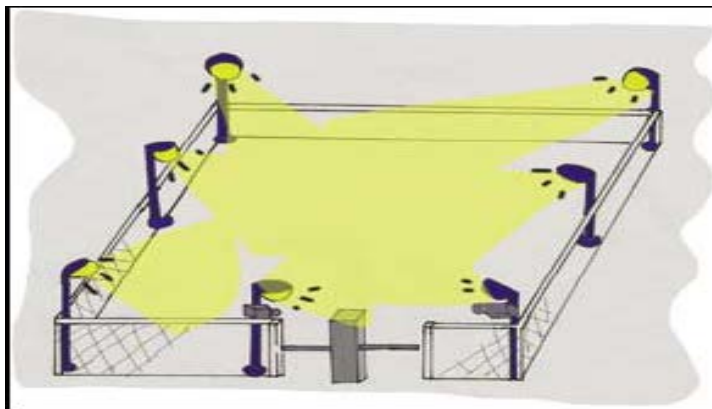
- 公園の周囲にある植栽については、計画の段階より、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たる。
- 例えば、視線の高さよりも上に樹冠のある高木又は視線よりも低い樹種を選定することや、視線を連続してさえぎらない配置等を考慮する。
- 植栽の時点では問題がなくとも、生長に伴い、枝葉が繁茂して、見通しを悪くする可能性があるため、適時に点検し、必要に応じてせん定する。
- 公園の内部でも、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができないように配慮する。
- 公衆便所は危険の大きい場所になりがちなので、周辺の道路、住宅等からの見通しを確保する。
- 公衆便所については、建物の入口付近及び内部で人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保するとともに、複数の出入口設置にも配慮する。



(3) 自動車及び自転車駐車場

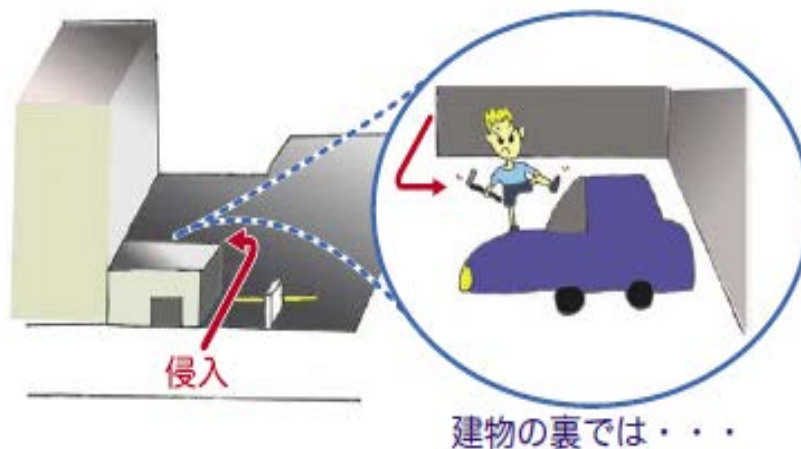
イ 必要な照度の確保

- 夜間に人の行動を視認できるように、光害にも注意しつつ必要な照度を確保する。
- 照明が汚損する等により予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検する。



ロ 見通しの確保と死角の排除

- 駐車場・駐輪場の外周のフェンス、さく等ははできる限り見通しのよいものとして周囲からの見通しを確保する。
- 管理者が常駐し、若しくは巡回し、又は防犯カメラその他の防犯設備を設置する。



ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御

駐車場・駐輪場については、外周さく等により周囲と区分し、出入口に自動ゲート管理システムを設置するか、管理人を配置する。ただし、そのさく等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう注意する。

ニ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置

- チェーン用バーラック、サイクルラック等を設置し、自転車又はオートバイ等をチェーン錠等で結束できるよう盗難防止措置を講じる。
- 駐輪場の設置者等は、使用方法の表示等を行い、チェーン用バーラック、サイクルラックの利用を徹底させる。



ホ 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備

- 駐輪場の規模に応じて、管理人を常駐、巡回させ、又は管理者が監視する防犯カメラ等の防犯設備を設置し、場内の状況を把握する。
- 防犯カメラについては、出入りする車両のナンバーや人物の動きがわかるように設置するとともに、「防犯カメラ作動中」などと表示して、防犯カメラを設置していることを示し、犯意の抑制を図る。

(4) その他

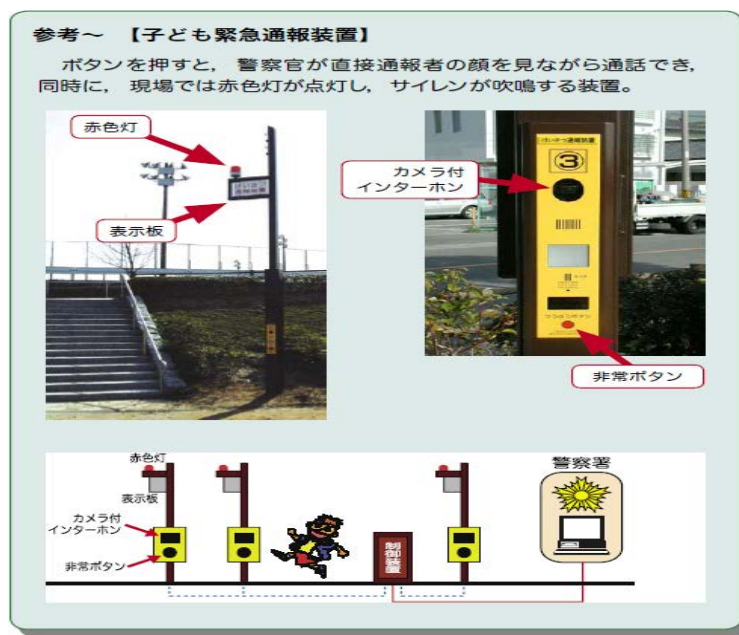
イ 避難場所・通報場所の確保

公園周辺には、地域安全ボランティアの活動拠点（子ども110番の家、セーフティ・ステーション等）の設置を促進し、非常時の避難場所・通報場所を確保する。



□ 緊急通報装置、防犯警報設備等の設置

- 犯罪の多い地区の公共施設等では、緊急通報装置、防犯警報設備等の設置を推進する。
- 特に、公衆便所の各個室等犯罪発生の大い場所には、防犯警報設備を設置する。



参考資料

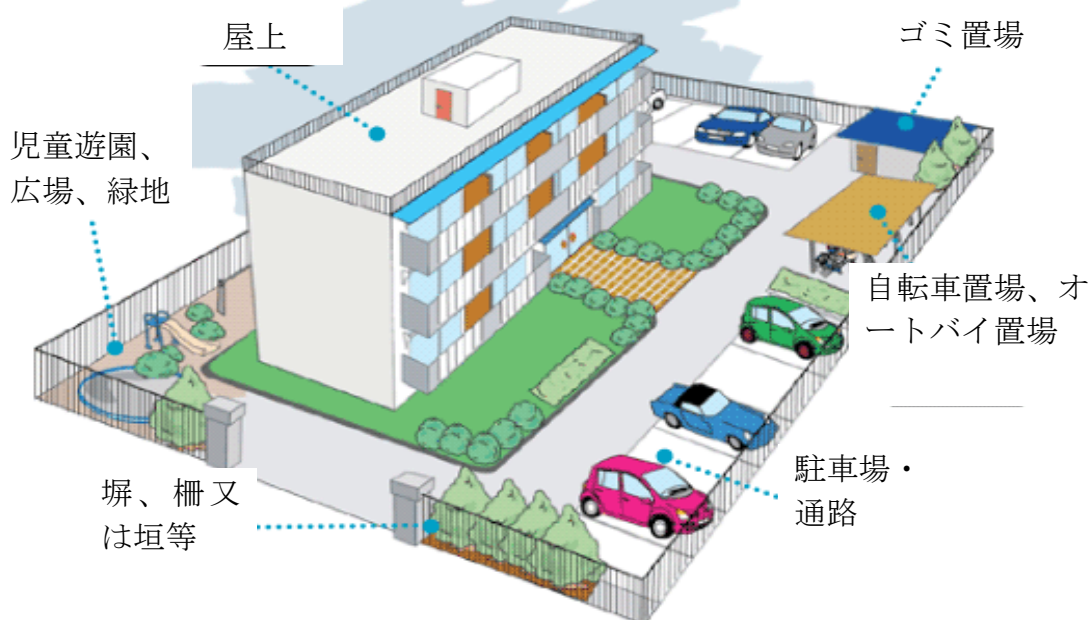
- 1 防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項（平成 15 年 7 月防犯まちづくり関係省庁協議会）
- 2 道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針（平成 15 年 12 月広島県）
- 3 道路、公園、駐車・駐輪場等の整備・管理に係る留意事項（平成 26 年 8 月警察庁）

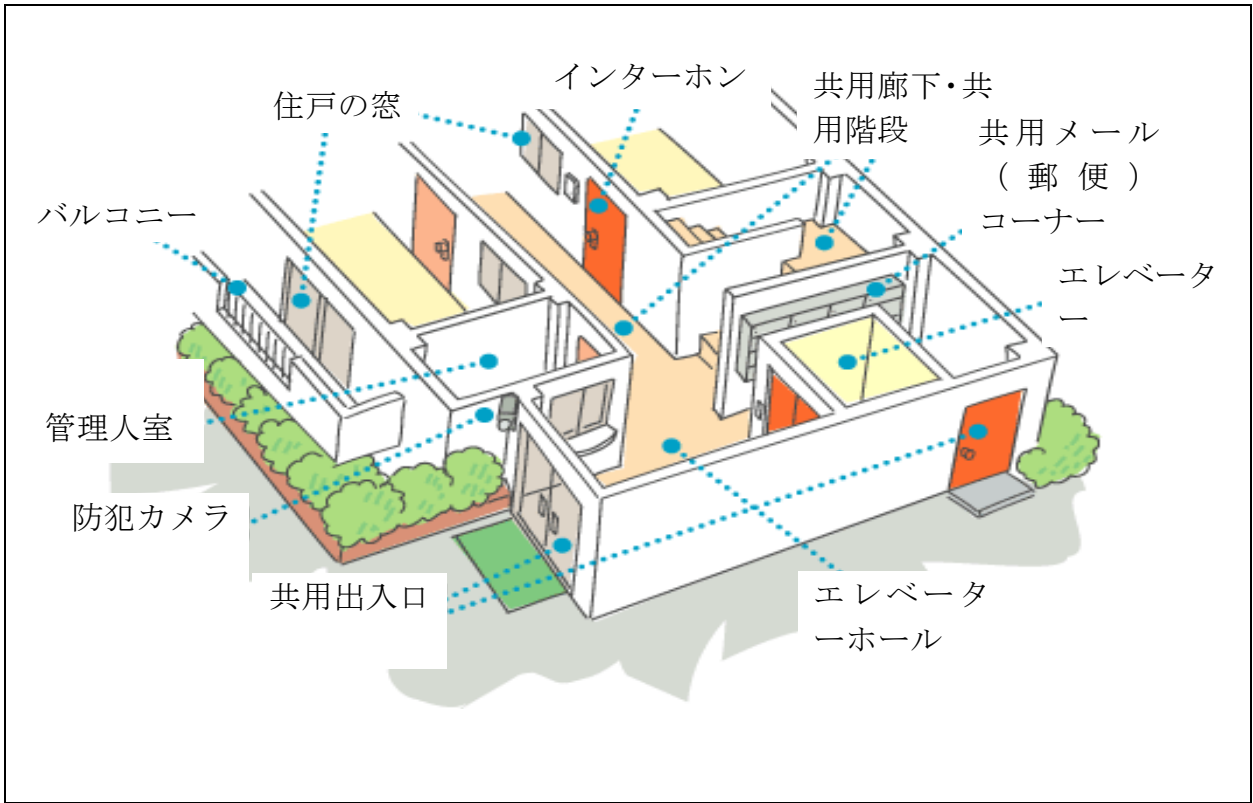
4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 住宅の種類

イ 共同住宅

共同住宅とは、2以上の住戸又は住室を有する一の建築物で、住戸間で内部の行き来ができない完全分離型の構造を有するもののうち、廊下・階段等を各住戸で共有する建築物をいう。



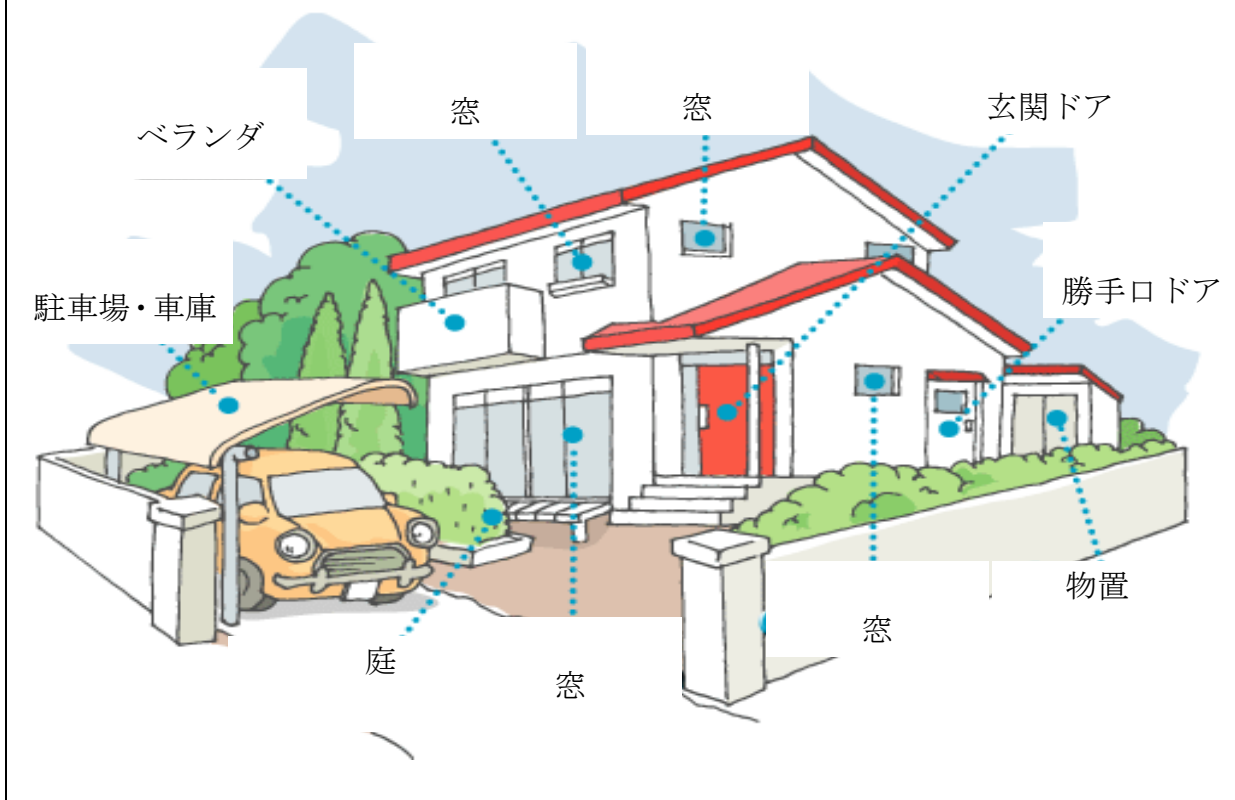


ロ 一戸建て住宅

一戸建て住宅とは、1の住戸を有する建築物をいう。

※ 住戸 専用の居住室、台所、便所及び出入口（居住者や訪問者がいつでも通れる共用の廊下等に面している出入口を含む）を有しているもの。

住室 住戸の要件のうち、台所又は便所を有していないもの。



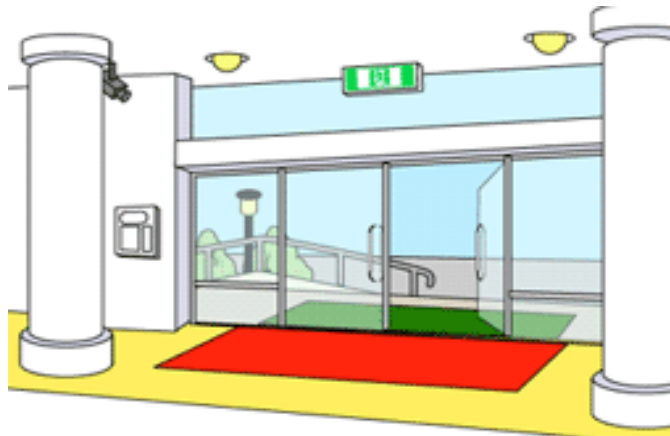
(2) 共同住宅

イ 共用部分

(イ) 共用出入口

○ 共用玄関の配置

- a 共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置する。
- b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。



○ 共用玄関扉

- a 共用玄関には、玄関扉を設置する。
- b 玄関扉を設置する場合には、扉の内外を相互に見通せる構造とし、オートロックシステムを導入する。



○ 共用玄関以外の共用出入口

- a 共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置する。
- b 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
- c オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉を設置する。



○ 共用出入口の照明設備

- a 共用玄関の照明設備は、その内側の床面ではおおむね50ルクス以上、その外側の床面では、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、おおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- b 共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、床面でおおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。



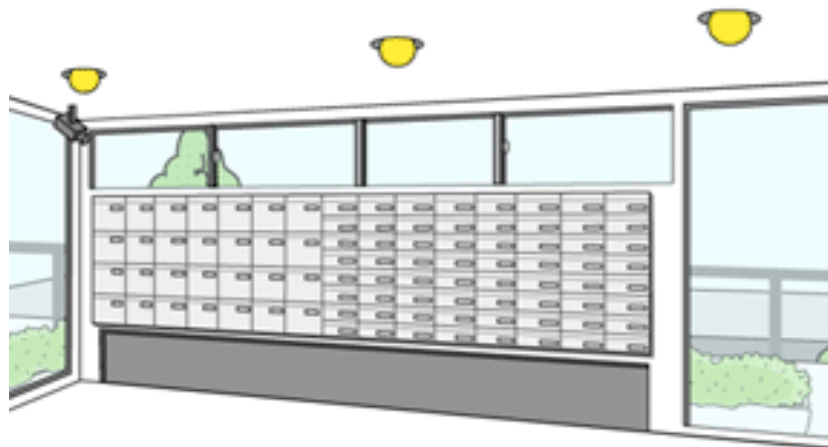
(ロ) 管理人室

- 管理人室は、共用玄関、共用メール（郵便）コーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置する。



(ハ) 共用メール（郵便）コーナー

- 共用メールコーナーの配置
 - a 共用メール（郵便）コーナーは、共用玄関、エレベーターホール又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。
 - b 見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。
- 共用メール（郵便）コーナーの照明設備
共用メール（郵便）コーナーの照明設備は、床面でおおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- 郵便受箱
郵便受箱は、施錠可能なものとし、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等とする。



(二) エレベーターホール

○ エレベーターホールの配置

- a 共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関又は管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。
- b 見通しが確保されていない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

○ エレベーターホールの照明設備

- a 共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、床面でおおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- b その他の階のエレベーターホールの照明設備は、床面においておおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。



(ホ) エレベーター

- エレベーターの防犯カメラ
エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。
- エレベーターの連絡及び警報装置
エレベーターは、非常時には押しボタン、インターホン等によりかご内から外部に連絡又は吹鳴する装置が設置されたものとし、子どもや車椅子でも使用可能な位置に設置する。
- エレベーターの照明設備
エレベーターのかご内の照明設備は、床面でおおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保する。



(ハ) 共用廊下・共用階段

○ 共用廊下・共用階段の構造等

- a 共用廊下及び共用階段は、エレベーターホール等、それぞれの場所からの見通しが確保され、死角を有しない配置又は構造とする。
- b 共用廊下及び共用階段は、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、そのバルコニー等に侵入しにくい構造とする。
- c 共用階段のうち、屋外に設置されるものについては、住棟外部からの見通しが確保されたものとする。
- d 屋内に設置されるものについては、各階に階段室が共用廊下等に常時開放されたものとする。

○ 共用廊下・共用階段の照明設備

共用廊下・共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面でおおむね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。



(ト) 自転車置場・オートバイ置場

○ 自転車置場・オートバイ置場の配置

- a 自転車置場・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- b 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲で、管理人等の目に届きやすいように配慮するとともに、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保する。
- c 地下階等構造上周囲からの見通しが困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。

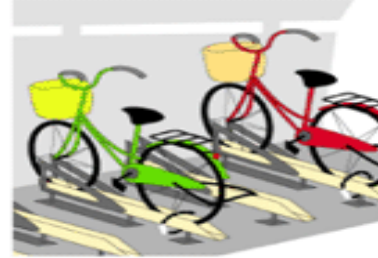


○ 自転車置場・オートバイ置場の盗難防止措置

自転車置場・オートバイ置場は、周囲からの見通しが確保された構造を有するものとし、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置等自転車又はオートバイの盗難防止に有効な措置を講じる。



チェーン用バーラック



サイクルラック

○ 自転車置場・オートバイ置場の照明設備

自転車置場・オートバイ置場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面でおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(フ) 駐車場

○ 駐車場の配置

- a 駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- b 屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲で、周囲に開口部を確保する。
- c 地下階等構造上周圍からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を実施する。



○ 駐車場の照明設備

駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、床面でおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

(リ) 通路

○ 通路の配置

- a 通路（道路に準ずるものを除く。以下同じ。）は、道路等、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に設ける。
- b 周辺環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制等を考慮して、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置する。

○ 通路の照明設備

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、路面でおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。



(ヌ) 児童遊園、広場又は緑地等

○ 児童遊園、広場又は緑地等の配置

道路、共用玄関又は居室の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。

○ 児童遊園、広場又は緑地等の照明設備

照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、地面でおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保する。

○ 塀、さく又は垣等

- a 管理されている範囲を明示し犯罪を起こそうとする者を近づけないよう塀、さく又は垣等を配置する。
- b 塀、さく又は垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの見通しを遮ったり、住戸の窓等への侵入の足場とならないものとする。



(ル) その他の場所

○ 屋上

- a 屋上は出入口等に扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除き、その扉は施錠可能なものとする。
- b 屋上がバルコニー等に接近する場所となる場合には、避難上支障のない範囲で、面格子又はさくの設置等バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講じる。

○ ゴミ置場

- a ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。
- b 住棟と近接する場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。
- c ゴミ置場は、他の部分と塀や施錠可能な扉等で区画されたものとし、照明設備を設置する。



○ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しが確保されたものとする。

(7) 防犯カメラ

○ 防犯カメラの設置

- a 防犯カメラを設置する場合は、「防犯カメラ作動中」などと表示して、犯意の抑制を図る。
- b 防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置するとともに、保管管理を徹底する。

○ 防犯カメラの配置等

- a 出入口に設置し、出入りする人物がわかるようにする。
- b 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、その防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。



ロ 専用部分

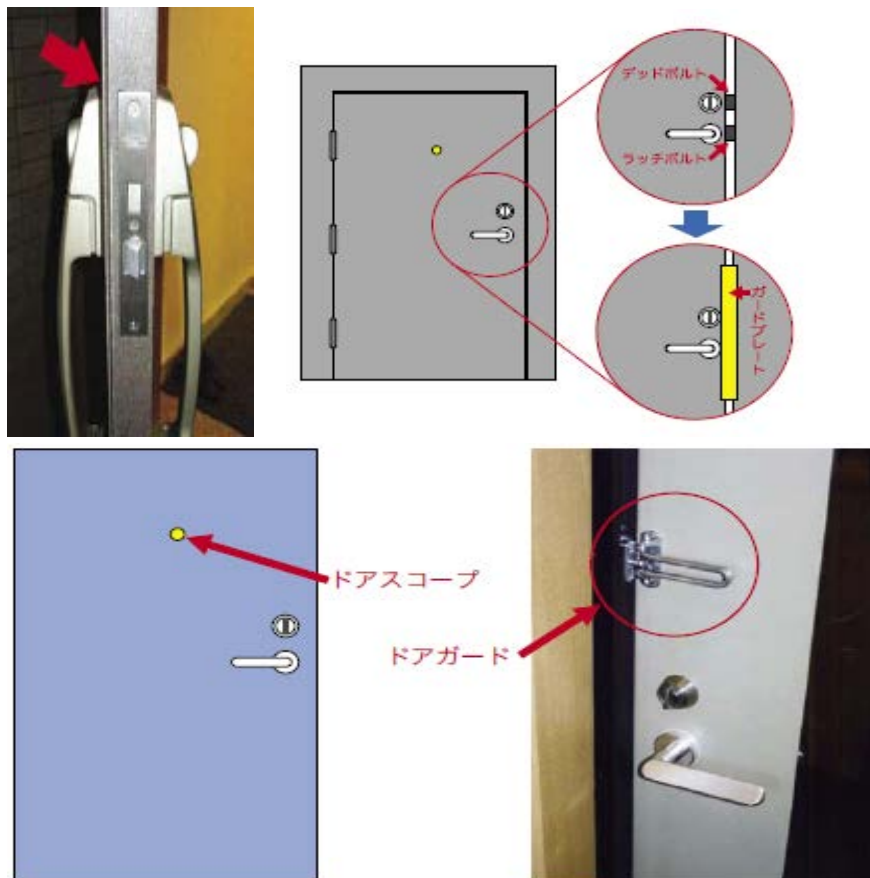
(イ) 住戸の玄関扉

○ 玄関扉等の材質・構造

住戸の玄関扉等は、防犯建物部品等の扉（枠を含む。以下同じ。）と錠を備えたものとする。

○ 玄関扉のドアスコープ・ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を備えたものとし、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置する。



(ロ) インターホン

○ 住戸玄関外側との通話等

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置する。

○ 管理人室等との通話等

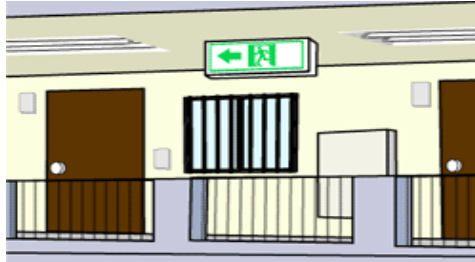
a 管理人室を設置する場合、インターホンは、住戸内と管理人室との間で通話可能な機能等を有するものとする。

b オートロックシステムを導入する場合には、住戸内と共用玄関の外側との間で通話可能な機能及び共用玄関扉の電気錠を住戸内から解錠する機能を有するものとする。

(ハ) 住戸の窓

○ 共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階の住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等の防犯フィルム等をはり付けしたものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具を使用する。



○ バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階のものは、防犯建物部品等のサッシ及びガラスその他の建具を使用する。



(ニ) バルコニー

○ バルコニーの配置

- a 住戸のバルコニーは、縦どい、階段の手すり等を利用した侵入が困難な位置に配置する。
- b やむを得ず縦どい又は階段の手すり等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等バルコニーへの侵入防止に有効な対策をとる。

○ バルコニーの手摺り等

住戸のバルコニーの手すり等は、プライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲で、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造のものとする。

○ 接地階のバルコニー

- a 接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとする。
- b 専用庭の周囲に設置するさく又は垣は、侵入の防止に有効な構造のものとする。

(3) 一戸建て住宅

イ 敷地内

(イ) 駐車場・車庫

- 車上狙いや車の盗難を防ぐため、又は侵入者が身を隠す場所にならないように、見通しを良くする。
- 2階への足場にならないように、構造・形態・位置に注意する。
- シャッターを取り付ける場合には、防犯性能の高い破られにくいシャッターにする。



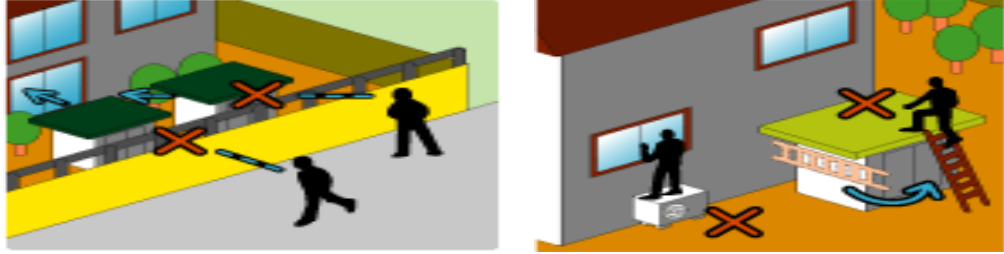
(ロ) 庭

- 塀・さく・垣は、「見通しが良く、簡単に乗り越えられず、すり抜けられず、上方への足場にならない」ような構造・材質・形態・高さにする。
- 生垣には、とげのある低木が効果的である。
- 周囲からの見通しを妨げ、侵入者が身を隠さないように、庭木の手入れはこまめにする。
- 庭木やエアコンの室外機等は、2階への足場にならないように注意する。
- 庭や敷地内空地には、足音が立つ砂利などを敷くと良い。
- 門には門扉やインターホン等を付けるなどして敷地内へ簡単に出入りできないようにしておく。



(ハ) 物置

- 侵入者が身を隠す場所にならないように、周囲から見通しの良い位置に設置する。
- 2階への足場にならないように配置にも気をつける。
- 確実に施錠して、中のはしごや大工道具が家への侵入用具に利用されないようにする。



ロ 住戸部分

(イ) 玄関ドア

- 玄関ドアの材質、構造
 - a 錠の取り付け部を補強プレートで補強したり、ドアの隙間にガードプレートをつける。
 - b 補助錠を取り付ける。(ワンドア・ツーロック)
 - c 郵便受けから手や器具が入らないよう、ドア内側にカバーをつける。
 - d ガラスは防犯合わせガラスにするか、防犯フィルム等をはったり、アラーム等の防犯設備をつける。
- 錠
防犯性能の高い錠前にする。防犯サムターンに交換するか、サムターンにカバーをつける。
- 玄関周辺
植栽を低くするなどして、見通しを良くする。照明・防犯灯等で明るくする。また、留守と思われるため、郵便受け等から新聞や郵便があふれていたり、宅配便の不在票がはられたりしないようにする。



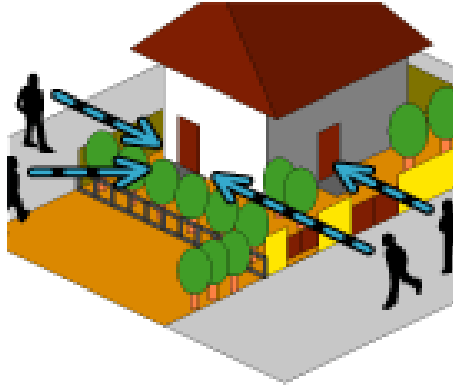
ポイント

- 最近、強引に短時間でこじ開ける手口が増えていきます。とにかく頑丈なドア、性能の高い錠前で5分以上抵抗することです。

※ サムターン回し 玄関ドアの外側からドリルで穴を開けるなどして、サムターン（内側のドアロック用つまみ）を強引に回して侵入する手口。壊したドアスコープや取り外したドアノブの穴、ドアと壁の隙間などに特殊工具を挿し入れてサムターンを回すこともあります。また、郵便受けから強引に手を入れて回すケースもあります。

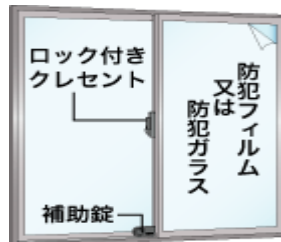
(ロ) 勝手口ドア

- 勝手口は、どうしても死角になりがちである。塀を見通しが良く、乗り越えにくいものにしたたり、植栽の位置を変えたりして、できる限り道路等から見えやすくする。
- 玄関と比較して防犯性能が劣ることのないように注意する。



(ハ) 窓

- 一階の掃き出し窓
 - a 戸建て住宅の場合、窓からの侵入が約6割を占める。まずは見通しを良くし、防犯性能の高いガラス（防犯合わせガラス、防犯合わせ複層ガラス）やロック付きクレセント、補助錠などでしっかりガードする。
 - b 補助錠はなるべく上かまちに取り付けると、こじ開けられにくくなる。
 - c 雨戸は、防犯性能の高い、雨戸錠が各戸板に2か所以上付いたものとする。
 - d 木製の敷居は雨戸が外されやすいので、雨戸外れ止めを付ける。雨戸錠は上下とも施錠し、なお内側のサッシも必ず施錠する。



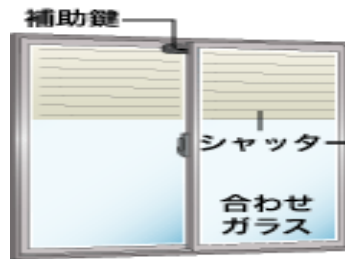
○ 高窓（トイレ、浴室用）

- a できる限り見通しを良くし、外部から簡単に接近できないように工夫する。
- b 面格子が2階への足場にならないよう縦格子にする。また、防犯性能の高い、壊されにくく簡単に外されない丈夫な面格子を取り付ける。

面格子

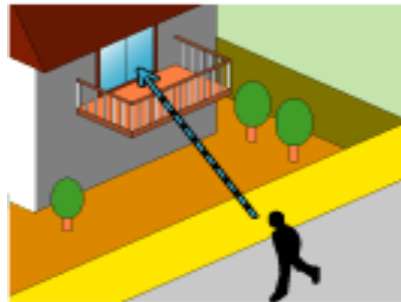


- 二階の窓
 - a 2階の窓も1階と同様安全対策を講じる。侵入者は、「2階だから大丈夫！」という油断を突いてくるので、まずは庭木などをせん定し、見通しを良くする。
 - b 窓枠を頑丈にし、面格子をつける。ガラスには防犯フィルム等をはり、ロック付きクレセントや補助錠でしっかりガードする。
- ベランダ用掃き出し窓
 - a 2階といえども、油断は禁物、ベランダの掃き出し窓が侵入口になるケースは多いので防犯性能の高いガラス（防犯合わせガラス、防犯合わせ複層ガラス）にし、ロック付きクレセントや補助錠などでしっかりガードする。
 - b 補助錠は、なるべく上かまちに取り付けると良い。



(二) ベランダ

- 塀や外階段、車庫・物置の屋根、窓のひさし、外壁の給・配水管、庭木等、足場になるものを取り除く。
- ベランダの手すり・腰壁は、身を隠さないように見通しの良い形態・構造にする。
- 子どもの転落防止等の観点からも足場にならない縦桟の手すりが良い。
- ベランダが侵入されやすい場所にある場合は、手すりを高くし、トップガードを設置する。



参考資料

- 1 防犯まちづくりの推進について（平成15年7月防犯まちづくり関係省庁協議会）
- 2 住宅の用に供する建築物に関する防犯指針（平成15年12月広島県）
- 3 住まいる110番（警察庁ポータルサイト）
- 4 防犯に配慮した共同住宅の設計指針（平成18年4月国土交通省）
- 5 共同住宅に係る防犯上の留意事項（平成26年8月警察庁）

5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

- 店舗設置者又は管理者は、地域及び関係機関と連携して、地域の住民や利用客に対して安全を確保するための対策を推進する。
- 店舗設置者又は管理者は、近隣住民の迷惑となる『たまり場化』等の防止、未成年者への酒類・たばこの販売禁止、深夜入場の禁止等関係法令を遵守し、少年非行の防止に努める。
- 深夜小売業施設の店舗設置者又は管理者は、子ども、女性の駆け込み、高齢者・身体障害者等の介護補助と家族等への連絡等、夜間に発生する緊急事態（災害・事故・急病人等）に対応できるよう従業員に対する指導を行う。

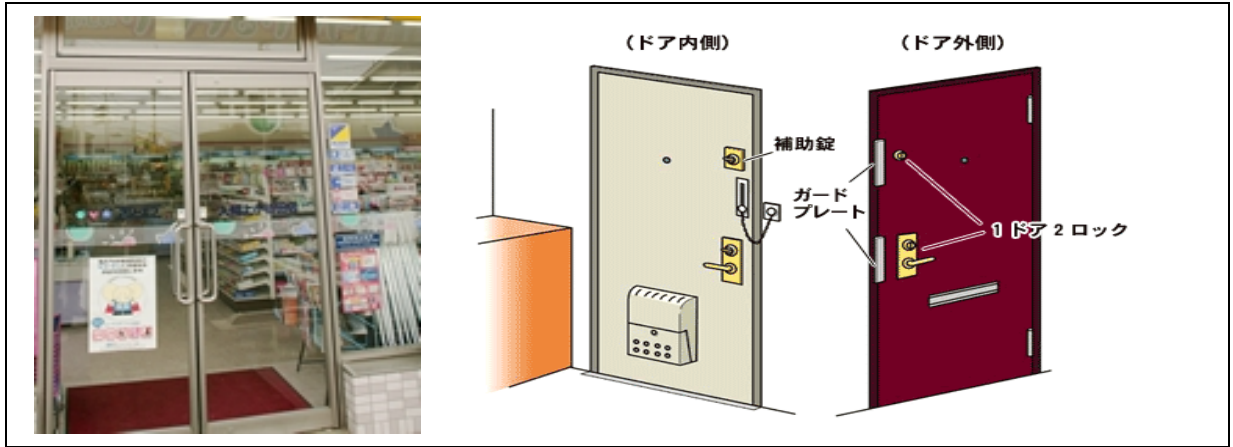
参考

- 深夜商業施設等 深夜小売業施設（コンビニエンスストア等）のほか、まあじゃん屋、ぱちんこ屋、ゲーム場、カラオケ店、インターネットカフェ、ボーリング場などをいう。
- 深夜小売業施設 午後10時から翌日の午前5時までの間で営業する小売業に供される施設（コンビニエンスストア等）をいう。

(2) 安全な店舗（構造等）の普及

イ 出入口

- 出入口の配置
 - (イ) 店舗の出入口は、道路、通路及び廊下等（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置する。
 - (ロ) 道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
 - (ハ) 出入口周辺には、見通しを妨げる物を置いたりしないこと。
- 出入口扉
 - (イ) 出入口扉を設置する場合には、扉の内外を相互に見通せる構造（以下「内外を見通せる構造」という。）にし、破壊侵入に強い扉を設置する。



ロ ショーウインド、窓

- 窓は、見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等の防犯フィルム等をはり付けしたものを含む。以下同じ。）を設置する。
- 必要に応じて面格子、シャッターその他の建具の設置や補助錠の取り付けなど破壊侵入に強い扉とする。



ハ 照明設備

- 店舗内の床を清潔に保つことによって、店内照明を反射させるなど、店舗内照明の照度を常時一定以上確保する。
- 店舗外周に対しても夜間は一定の照度を確保する常夜灯又はセンサー防犯灯（感知して点灯）を設置する。
- 特に夜間駐車場は、人の行動を視認できる程度の照明にする。

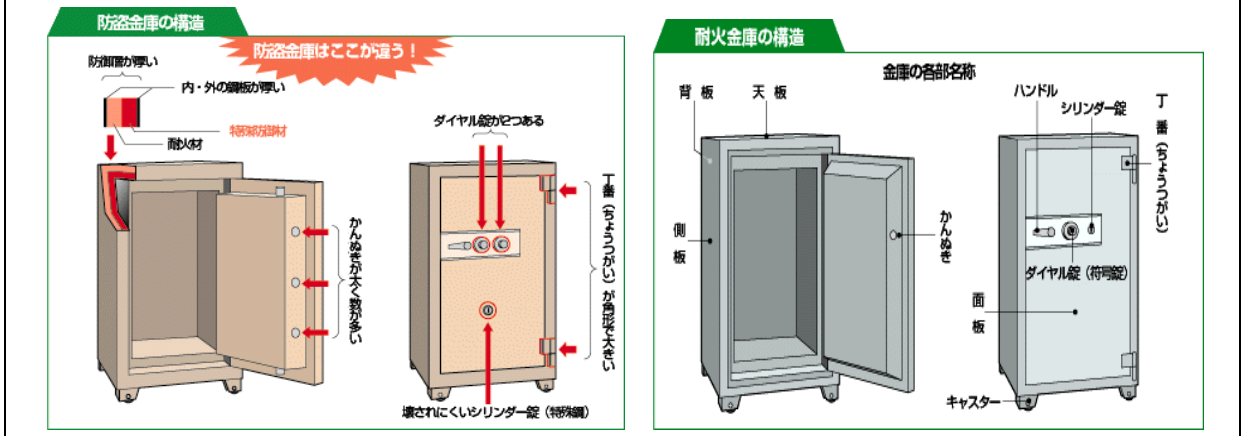
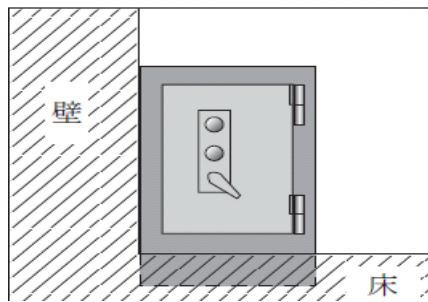


ニ カウンター

- 配置
カウンターは、出入口や入店者の視認を確保できる位置に設置する。
- 構造
 - (イ) カウンターの高さや幅、内側の広さ（退避空間）」を確保し、カウンター内側の床を店内より高くするなどして、カウンターの乗り越えなどの緊急時を想定した工夫を行う。
 - (ロ) カウンターと事務室（通称バックルーム）を隣接させて避難場所とする。
 - (ハ) カウンター内への出入扉は、常に閉め、施錠設備を設ける。

ホ レジ、金庫等

- レジや清算コーナーは、できる限り店舗全体を見渡せる位置に配置し、商品陳列棚等の高さも見通しを妨げないようにする。
- 深夜時間帯は、使用可能レジの台数を制限したり、保管金額も必要最小限に抑える。
- 金庫は、種類（防盜性能や耐火性能等）を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫をする。



へ 防犯設備

- 防犯設備の設置
 - (イ) 来客観応装置、回転防犯灯、防犯警報設備、防犯ミラー等の設置に当たっては、死角を排除し視認性を確保することを念頭に設置する。
 - (ロ) カラーボール等の各種器材は、有効性や使用方法を従業員等に知らせ、いつでも活用できるようにしておく。
- 防犯カメラ
 - (イ) 防犯カメラの設置
防犯カメラを設置する場合は、「防犯カメラ作動中」などに表示して、犯意の抑制を図るとともに、記録装置の保管管理を徹底する。
 - (ロ) 防犯カメラの配置等
防犯カメラは、店舗への来店者や駐車場に出入りする車両のナンバーがわかるように設置する。

ト 現金自動預払機等（ATM）

- 店舗に現金自動預支機等を設置する場合には、従業員等の目に届きやすい場所であるか配慮しながら、道路等または施設内から見通が確保された位置に配置する。
- 現金自動預払機の周囲の適当な位置に防犯カメラを設置する。
- 振り込め詐欺・利殖勧誘事犯などの現金自動預払機を利用した犯罪を防止するため、金融機関等と連携して利用者に対する注意喚起等に努める。

チ 駐車場の配置

- 駐車場は、道路等、店舗出入口又は店舗内の窓等からの見通しが確保された位置に配置する。
- 構造上周圍からの見通しの確保が困難な場合には、防犯カメラや防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。



(3) 安全体制の整備

イ 安全対策の責任者

- 店舗設置者又は管理者は、店舗ごとに安全対策の責任者を指定する。

ポイント

■ 安全対策の責任者の任務

- (イ) 防犯器材の点検整備
- (ロ) 従業員に対する安全に関する指導及び安全訓練の実施
- (ハ) 110番通報要領等の安全マニュアルの策定及び備え付け
- (ニ) 警察、地域の関係機関及び団体等との連絡及び安全に役立つ情報の交換

ロ 警戒要領

- 店舗設置者又は管理者は、安全対策の責任者を含む従業員や、警備業者の警備員による巡回を実施し、店舗内外の警戒と不審者等の発見に努める。
- 入店者に対しては、顔を見て声かけを励行する。

ハ 従業員に対する指導

- 店舗設置者又は管理者は、従業員に対して、指導を励行する。

■ 指導要領

- (イ) 防犯警報等の防犯設備の操作要領について、全従業員に習熟させる。
- (ロ) 定期的（おおむね月1回以上）に、従業員に対する安全指導を行うとともに、他店舗で事件が発生した場合等、安全上の留意事項等について必要な指導を行う。
- (ハ) 事件の発生を予想し、事前に従業員の任務分担、警察への通報要領等について具体的に指導するとともに、年1回以上安全訓練を実施する。
- (ニ) 事件、事故が発生した場合は、人命尊重と警察、消防への迅速な通報を基本として、全従業員が組織的な行動をとるとともに、事態を的確に判断し、冷静沈着に対応するよう指導する。

二 現金の管理

- 金庫への確実な保管及びレジスターの限定
高額紙幣については確実に金庫へ保管するとともに、使用するレジスターの数を限定する。
- 金庫のかぎの保管管理
金庫のかぎの保管管理は、特定の者に確実に行わせる。
- 現金の搬送
現金の搬送は複数人で行う。
複数人で行うことが困難な場合は、警備業者等に委託する。

(4) その他

店舗設置者又は管理者は、近隣居住者との良好な関係を醸成し、不審者についての連絡、事件発生時の通報等に関する協力を依頼しましょう。

参考資料

- 1 防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項（平成 15 年 7 月防犯まちづくり関係省庁協議会）
- 2 深夜物品販売等業者に係る犯罪の防止のために必要な措置に関する指針（平成 16 年 3 月茨城県）
- 3 金融機関店舗等に関する防犯上の指針（平成 17 年 4 月神奈川県）
- 4 大規模小売店を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月経済産業省）

6 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

- 大規模小売店舗等は周辺の住居等から一定の範囲に立地し、かつ比較的広大な敷地施設であることから、店舗責任者又は管理者は、地域及び関係機関と連携して、地域住民や利用客に対して安全を確保するための対策を推進する。
- 大規模小売店舗等は夜間に営業を行う店舗も多いことから、深夜時間帯に営業する大規模小売店舗等については、「深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」についても適用するものとする。

(2) 安全な店舗（構造等）の普及

イ 出入口

出入口は、道路、通路及び廊下等（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置し、扉を設置する場合には内外を相互に見通せる構造にする。

なお、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

ロ ゴミ置場

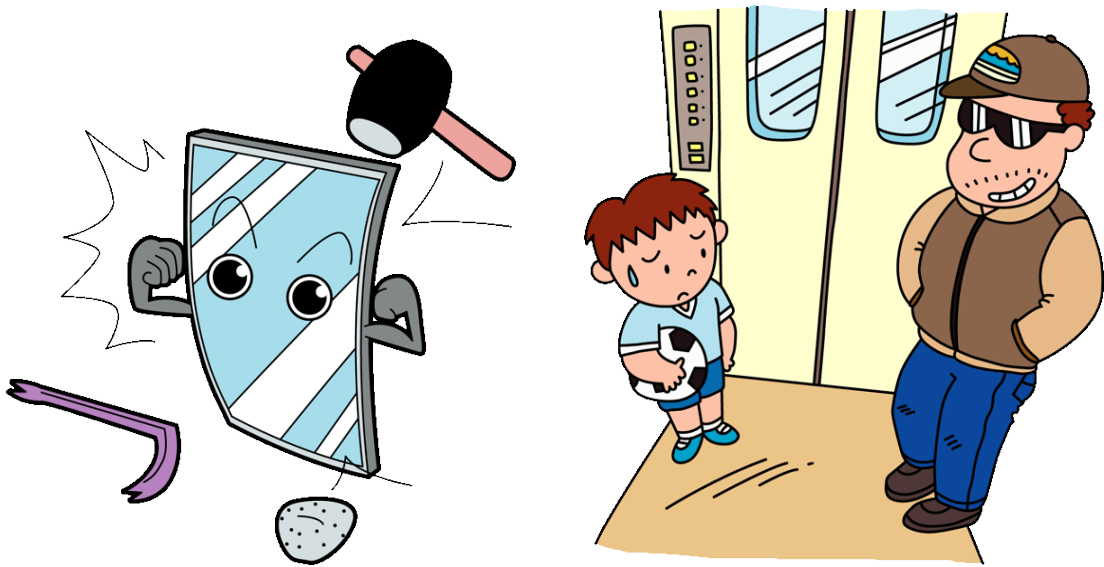
ゴミ置場は、道路等から見通しが確保された位置に配置し、見通しが確保できない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。

ハ 窓

窓、ショーウィンドウ等は見通しを確保し、防犯建物部品等のサッシ及びガラス（防犯建物部品等の防犯フィルム等をはり付けたものを含む。）を設置する。

ニ エレベーターホール及びエレベーター

- エレベーターホールは、売り場または通路からの見通しが確保された位置に配置する。
- エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動が識別できるよう、概ね20ルクス以上の平均水平面照度を確保する。
- エレベーターのかご内には、防犯カメラを設置する。
- エレベーターのかご内には、犯罪の発生等の非常時において、押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置及び防犯警報設備を子どもや車椅子でも使用が可能な位置に設置する。



ホ 階段

利用者用の階段には、周囲から見通しを妨げる設備の設置や物品の放置をしない。

へ 商品陳列棚

- 商品の陳列棚は、施設内の見通しに配慮した位置に配置し、高さや幅は施設内の見通しを確保した構造とする。
なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
- 商品は陳列棚に収納し、通路内に施設内の見通しを妨げる物を置かない。
- 商品の陳列棚の高さや幅は、事業所内の見通しを考慮した構造とする。

ト 試着室

衣服の試着室は、施設内の見通しに配慮した位置に配置する。

チ レジカウンター

- レジカウンターは、利用者出入口の状況や利用者の行動を視認できる位置に配置する。
なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラ、防犯ミラーの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
- レジカウンターは、高さや幅、内側の広さ（退避空間）を確保し、レジカウンター内側の床を店内より高くするなどして、カウンターの乗り越えなどの緊急時を想定した工夫を行う。
- レジカウンター内及び施設内の適当な場所に非常警報装置を作動させるボタン等を設置する。
- レジカウンター内の適当な場所にカラーボールや防犯ブザー等の各種器材を設置する。

リ レジ、金庫

- レジは、現金が容易に取り出しにくい構造のものを設置し、または現金の収納部分がカウンター越しに手が届かない位置に配置する。
- 金庫を設置する場合は、防犯性能を考慮し、床に固定するなど犯罪被害を防止する工夫を行う。
- 深夜時間帯は、使用可能なレジの台数を制限したり、保管金額も必要最小限度に抑える。

ヌ 子ども広場、ゲームコーナー等

子ども広場、ゲームコーナー等を設置する場合、施設内の見通しに配慮して配置する。

ル トイレ

トイレ内には、犯罪の発生等の非常時において、押しボタン、インターホン等により外部に連絡できる装置及び防犯警報設備を子どもや車椅子でも使用可能な位置に設置する。

ヲ 現金自動預払機等（ＡＴＭ）

- 施設に現金自動預払機等を設置する場合は、従業員等の目に届きやすい場所であるか配慮しながら、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置する。
- 現金自動預払機の周囲の適当な位置に防犯カメラを設置する。
- 振り込め詐欺等の現金自動預払機を利用した犯罪を防止するため、警察や金融機関等と連携して利用者に対する注意喚起等に努める。

ワ 駐車場等

- 駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）は道路等または施設内部から見通しが確保された位置に配置する。
なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等の見通しを補完する対策を講じる。
- 地下または屋内の駐車場等においては駐車用の供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上の照度を確保する。
- 屋外の駐車場においては夜間に人の行動が視認できる程度以上の照度を確保する。
- 駐輪場にあっては、駐輪用の供する部分の床面において、光害又は極端な明暗差が生じないように配慮しつつ、人の行動が視認できる概ね3ルクス以上の照度を確保するとともに、チェーン用バーラック、サイクルラックの設置により自転車等の盗難防止に努める。
- 使用しない駐車場等の出入口を施錠する。

(3) 防犯設備

イ 防犯設備の設置

- 来客観応装置、回転防犯灯、防犯警報設備、防犯ミラー等の設置に当たっては、死角を排除し視認性を確保することを念頭に設置する。
- カラーボール等の各種器材は、有効性や使用方法を従業員に知らせ、いつでも活用できるようにしておく。

ロ 防犯カメラ

(イ) 防犯カメラの設置

防犯カメラを設置する場合は、「防犯カメラ作動中」などと表示して、犯意の抑制を図るとともに、記録装置の保管管理を徹底する。

(ロ) 防犯カメラの配置等

防犯カメラは、店舗への来店者や駐車場に出入りする車両のナンバーがわかるよう設置する。

(4) 安全体制の整備

イ 安全対策の責任者

大規模小売店舗等ごとに当該施設の業務内容に精通し、従業員に指導的立場にある者の中から安全対策の責任者を指定する。

○ 安全対策の責任者の任務

- ・ 防犯器材の点検整備
- ・ 従業員に対する安全に関する指導及び安全訓練の実施
- ・ 110番通報要領等の安全マニュアルの策定及び備え付け
- ・ 警察、地域の関係機関及び団体等との連絡及び安全に役立つ情報の交換

ロ 警戒要領

- 店舗責任者または管理者は、安全対策の責任者を含む従業員や、警備業者の警備員による巡回を実施し、店舗内外の警戒と不審者等の発見に努める。
- 入店者対しては、顔を見て声かけを励行する。
- 店内放送を利用し、万引き等を防ぐため効果的と考えられる放送を繰り返し行うことによって万引き等をさせない雰囲気づくりに努める。

ハ 現金の管理

- 金庫への確実な保管及びレジスターの限定
高額紙幣については確実に金庫へ保管するとともに、使用するレジスターの数を限定する。
- 金庫のかぎの保管管理
金庫のかぎの保管管理は、特定の者に確実に行わせる。
- 現金の搬送
現金の搬送は複数人で行う。
複数人で行うことが困難な場合は、警備業者等に委託する。



(5) 地域との連携等

店舗責任者又は管理者は、店舗周辺地域の住民や自主防犯活動団体との良好な関係を醸成するとともに、事件発生時の通報等に関する協力を依頼しましょう。

参考資料

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月経済産業省)
大規模小売店舗立地法についての解説(平成19年5月経済産業省)
大規模小売店舗における防犯に関する指針(平成25年3月山形県)

7 社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

社会福祉施設等の設置者又は管理者は、日常から高齢者、障害者、児童等といった入所者や利用者等の防犯に係る安全の確保に努めるとともに、不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策を推進する。

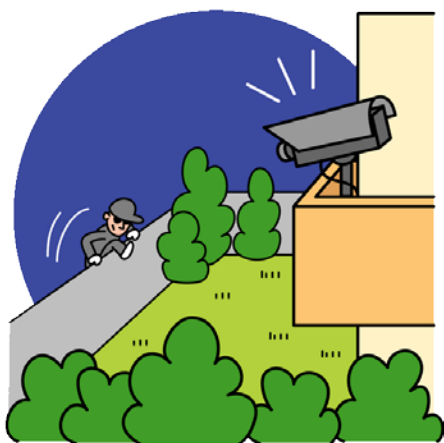
(2) 施設利用者の安全を守るための設備の整備

イ 敷地内への不審者侵入防止対策

- 道路や敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置するなど、境界を作り、不審者が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ。
- 不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から、事務室等の居場所から見通しがよく、死角とならない位置に門を設置することが重要である。
- 門には、防犯カメラを設置したり、人の出入りを感知するセンサー付きライト等を設置する。

ロ 敷地内での不審者の発見・排除対策

- 門から施設口（受付）までの動線を明確にして、案内の看板等を門の周辺等に示しておく。
- 消防署等関係機関に確認の上、玄関、サッシ等に補助錠を取り付けたり、防犯フィルム等を窓ガラスにはり付ける。



ハ 防犯設備の日常の点検

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検する。
- 電源設備等の施設管理上重要な設備への確実な施錠を行い、施錠状況を毎日確認する。
- 警報装置、防犯カメラを設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備業者等との連携体制を確認する。
- 警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元利用者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする。

ニ 防犯カメラの効果的な活用

- 侵入者の犯意の抑制等の観点から、門や出入口付近に「防犯カメラ作動中」等と表示する。
- 道路及び施設等からの見通しが確保されていない箇所については、防犯カメラを設置して、見通しを確保する。

(3) 施設利用者の安全を守るための防犯対策

イ 所内の体制と職員の共通理解

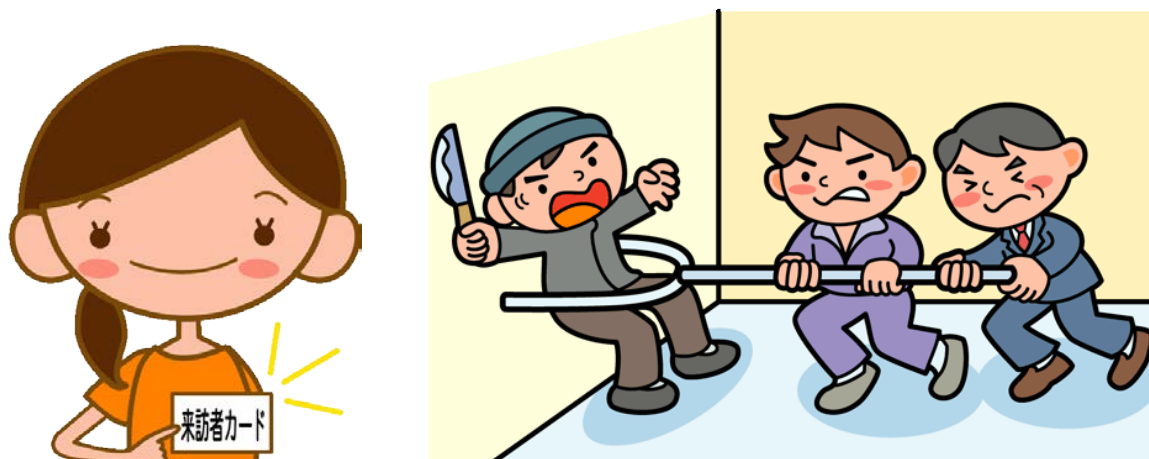
- 職員に指導的立場にある者の中から安全対策の責任者を指定する。
※安全対策の責任者の任務
 - ・ 防犯器材の点検整備
 - ・ 職員に対する安全に関する指導及び安全訓練の実施
 - ・ 110番通報要領等の安全マニュアルの作成及び備え付け
 - ・ 警察、地域の関係機関及び団体との連絡及び安全に役立つ情報の交換
- 職員の護身も含めて、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げることにより、不審者の侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図る。
- 職員に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社等の協力を得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施する。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知する。

ロ 来訪者の確認の徹底

- 正規の来訪者を含め、原則としてすべての来訪者の対応を受付に集中させ、外部からの人の出入りを確認する。
- 受付では、職員が対応して来訪者をチェックする。
- 職員が顔写真入りの身分証明書を首からかけたり、来訪者に来訪者証やその他を身につけるように依頼し、利用者・職員とそれ以外の者を容易に区別できるようにする。
- 来訪者の予定等について、朝会などで職員間で情報交換を行い、対応する予定の職員を確認しておく。

ハ 安全を守るための器具等の整備

- 不審者の侵入等の緊急時対応のために、安全を守るための器具を備えておく。器具としては、さすまた、催涙スプレー、ネット、つえ等が効果的である。
- こうした器具については、利用者等が防御以外の目的に使用することがないよう管理の徹底を図る。



ニ 安全を守るための訓練の実施

- 施設への不審者侵入等の緊急事態が発生した場合、迅速に110番（119番）通報、非常通報装置を使用した通報等が行えるよう、通報や緊急連絡の仕方を訓練しておく。
- 110番通報の後、警察官が到着するまでの間、職員自身の安全を守りつつ、不審者から利用者を守る訓練を、警察官等の協力を得て行っておく。

ホ 施設開放時等の安全確保

- 施設開放時には、解放箇所と非解放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示する。
- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、安全確保等に関するパンフレットなどを配布して注意喚起する。

ヘ 地域や関係機関等との連携

- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深める。
- 市町村、警察署等関係機関や社会福祉協議会などと日常から連絡を取り、情報交換等の連携を図る。

参考資料

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について(平成28年8月厚生労働省)
社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(平成29年9月厚生労働省)

児童等の安全の確保のための指針チェック票

学校等の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
門 (指針13P)	○登下校時間以外は、門は施錠されているか。	<input type="checkbox"/>
	○門は職員室や事務室から死角とならない位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○門から校舎への入口(受付)までの案内看板を設置しているか。	<input type="checkbox"/>
受付 (指針15P)	○受付において来訪者を確実にチェックしているか。	<input type="checkbox"/>
	○来訪者に識別用の名札等を着用させているか。	<input type="checkbox"/>
	○受付の周辺に、不審者来校時の応接室等を確保しているか。	<input type="checkbox"/>
侵入時に 備えた器具 (指針16P)	○さすまた等の不審者侵入時に備えた器具が整備されているか。	<input type="checkbox"/>
	○さすまた等の器具は普段は児童等が使用できないように管理されているか。	<input type="checkbox"/>
防犯カメラ (指針16P)	○出入口を確実に撮影できているか。	<input type="checkbox"/>
	○「防犯カメラ作動中」などと表示しているか。	<input type="checkbox"/>
マニュアル等 (指針19P)	○不審者侵入時に備えたマニュアルを作成しているか。	<input type="checkbox"/>
	○不審者が進入した場合に備えた対応訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>

通学路等の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
安全点検 (指針20P)	○通学路を定期的に点検し、要注意箇所を把握しているか。	<input type="checkbox"/>
	○交番や「子ども110番の家・店」等、避難できる場所を把握しているか。	<input type="checkbox"/>
	○「地域安全マップ」を作成しているか。	<input type="checkbox"/>
登下校方策 (指針21P)	○小学校低学年の児童が一人にならない登下校方策を行っているか。	<input type="checkbox"/>
	○児童等に防犯ブザーや防犯ホイッスルを携行させているか。	<input type="checkbox"/>
	○警察やボランティア団体等と連携した見守り体制が整備されているか。	<input type="checkbox"/>
不審者対策 (指針22～23P)	○警察やボランティア団体等と不審者情報を共有しているか。	<input type="checkbox"/>
	○不審者から声かけ等を受けた場合を想定した対応訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>

道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針チェック票

道路の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
照度 (指針24P)	○防犯灯、街路灯等により必要な照度が確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○防犯灯、街路灯等の汚損等に備えて、定期的に点検を実施しているか。	<input type="checkbox"/>
見通し (指針25P)	○道路の植栽については、視線を連続してさえぎらない配置となっているか。	<input type="checkbox"/>
	○生長した樹木が繁茂して見通しを妨げていないか。	<input type="checkbox"/>
	○住宅、学校等の囲障は、さく等見通しのよいものとなっているか。	<input type="checkbox"/>
接近の制御 (指針25P)	○ガードレール、歩道さく、植栽、縁石等により歩道と車道を分離し、ひったくり犯等の接近の制御を図っているか。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>

公園の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
照度 (指針26P)	○防犯灯等により必要な照度が確保できているか。	<input type="checkbox"/>
	○防犯灯等が樹木に覆われたり、汚損したりしていないか。	<input type="checkbox"/>
見通し (指針26P)	○公園の周囲にある植栽は、視線を連続してさえぎっていないか。	<input type="checkbox"/>
	○公園の内部でも、植栽、遊具等により見通しの悪い空間ができていないか。	<input type="checkbox"/>
公衆便所 (指針P26)	○公衆便所は危険の大きい場所になりがちなので、照度及び周囲からの見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○公衆便所に複数の出入口が設置されているか。	<input type="checkbox"/>

自動車及び自転車駐車場の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
照度 (指針27P)	○夜間に人の行動が視認できる照度が確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○照明の汚損に備えて、定期的に点検を実施しているか。	<input type="checkbox"/>
見通し (指針27P)	○外周のフェンスは、さく等できる限り見通しのよいものとしているか。	<input type="checkbox"/>
接近の制御 (指針P27)	○駐車場・駐輪場については、外周さく等により周囲と区分し、出入口に自動ゲート管理システムを設置するか、管理人を配置しているか。	<input type="checkbox"/>

防犯設備 (指針28P)	○自転車等をチェーン錠等で結束できる盗難防止措置を講じているか。また、駐輪場の設置者等は、使用方法の表示等を行い、チェーン用バーラック等の利用を徹底させているか。	□
管理者 (指針28P)	○管理者が常駐し、若しくは巡回を実施しているか。	□
防犯カメラ (指針28P)	○防犯カメラは出入りする車両ナンバーや人物の動きがわかるか。	□
	○「防犯カメラ作動中」などと表示しているか。	□

住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針チェック票

共同住宅の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
共用部分 (指針33P)	○共用玄関は道路等からの見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○共用玄関扉は、扉の内外を相互に見通せる構造となっているか。	<input type="checkbox"/>
	○共用玄関及び共用出入口の照度は確保されているか。	<input type="checkbox"/>
管理人室 (指針35P)	○管理人室は、共用玄関、エレベーターホール等を見通せる位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
エレベーター (指針37P)	○エレベーターホールは、共用玄関または管理人室から見通しが確保された位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○エレベーターホール及びエレベーターのかご内の照度は確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○エレベーターのかご内には外部と連絡できる装置及び警報ベルが設置されているか。また、それらの装置等は子どもや車椅子でも使用可能な位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
自転車置場・ オートバイ置場 (指針38～39 P)	○自転車置場・オートバイ置場は、道路等、共用玄関又は居室の窓からの見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○盗難防止のため、チェーン用バーラック、サイクルラックは設置されているか。	<input type="checkbox"/>
駐車場 (指針39P)	○駐車場は、道路等、共用玄関又は居室の窓からの見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
通路 (指針40P)	○通路の見通し及び照度は確保されているか。	<input type="checkbox"/>
児童公園、広 場又は緑地等 (指針P40)	○道路等、共用玄関又は居室の窓からの見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○照明設備が設置され、照度が確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○塀、さく又は垣等が設置されているか。また、それらが周囲の見通しを遮ったり、住戸の窓等への侵入の足場となっていないか。	<input type="checkbox"/>
防犯カメラ (指針41P)	○出入口に設置し、出入りする人物がわかるようになっているか。	<input type="checkbox"/>
	○「防犯カメラ作動中」などと表示しているか。	<input type="checkbox"/>

住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針チェック票

一戸建て住宅敷地内の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
駐車場 車庫 (指針42P)	○侵入者が身を隠す場所にならないよう、見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○車庫は、2階への足場となるおそれはないか。	<input type="checkbox"/>
	○シャッターは防犯性能の高い破られにくいものとなっているか。	<input type="checkbox"/>
庭 (指針42P)	○塀・さく・垣は、見通しがよく、2階への足場とならない構造・形態・高さであるか。	<input type="checkbox"/>
	○庭木やエアコンの室外機は、2階への足場になるおそれはないか。	<input type="checkbox"/>
	○門には門扉やインターホン等は設置されているか。	<input type="checkbox"/>
物置 (指針43P)	○物置は、2階への足場になるおそれはないか。	<input type="checkbox"/>
	○物置は施錠して、中のはしご等が侵入用具として使用されないようになっているか。	<input type="checkbox"/>

一戸建て住宅住戸部分の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
玄関ドア (指針45P)	○補助鍵は取り付けられているか。(ワンドア・ツーロック)	<input type="checkbox"/>
	○ガラス及び鍵は防犯性能の高いものであるか。	<input type="checkbox"/>
	○玄関ドア付近の見通し及び照度は確保されているか。	<input type="checkbox"/>
勝手口ドア (指針46P)	○勝手口は道路等からの見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○玄関ドアと比較して、防犯性能が劣っていないか。	<input type="checkbox"/>
窓 (指針46～47P)	○窓の見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○窓には防犯性能の高いガラスや補助錠が使用されているか。	<input type="checkbox"/>
	○2階の窓も1階と同様の安全対策が講じられているか。	<input type="checkbox"/>
ベランダ (指針47P)	○ベランダの周辺に、ベランダへの足場となるものはないか。	<input type="checkbox"/>
	○ベランダの手すり・腰壁は、見通しのよい形態・構造となっているか。	<input type="checkbox"/>
	○ベランダが侵入されやすい場所にある場合は、手すりを高くしているか。	<input type="checkbox"/>

深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針チェック票

深夜商業施設等の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
出入口 (指針48P)	○店舗の出入口は、道路等からの見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○出入口扉は、扉の内外を相互に見通せる構造で、破壊進入に強い扉か。	<input type="checkbox"/>
窓 (指針49P)	○窓は見通しが確保され、防犯建物部品等のサッシ及びガラスであるか。	<input type="checkbox"/>
照明設備 (指針49P)	○店舗の内外は、照度が確保されているか。	<input type="checkbox"/>
レジカウンター (指針50P)	○カウンターは、出入口や入店者の視認を確保できる位置に設置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○乗り越えに備えて、高さや幅、内側の広さ(退避空間)が確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○カウンターと事務室(バックルーム)を隣接させ、避難場所を確保しているか。	<input type="checkbox"/>
レジ、金庫 (指針50P)	○深夜時間帯は、レジの台数を制限し、保管金額も必要最小限に抑えているか。	<input type="checkbox"/>
	○金庫は、防盜性能や耐火性能等を考慮し、床に固定するなどしているか。	<input type="checkbox"/>
カラーボール (指針51P)	○カラーボール等の各種器材は、いつでも使用できる状態になっているか。	<input type="checkbox"/>
防犯カメラ (指針51P)	○「防犯カメラ作動中」などと表示しているか。	<input type="checkbox"/>
	○来店者や駐車場に出入りする車両のナンバーがわかるようになっているか。	<input type="checkbox"/>
現金自動 預払機 (ATM) (指針51P)	○ATMは従業員目に届き、道路等または店舗内から見通しが確保された位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○ATMの周囲の適当な位置に防犯カメラが設置されているか。	<input type="checkbox"/>
駐車場 (指針52P)	○駐車場は、道路、店舗出入口又は店舗内の窓等から見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
安全対策責任者 (指針52P)	○安全対策責任者は選任されているか。	<input type="checkbox"/>
現金の管理 (指針53P)	○高額紙幣については、確実に金庫に保管されているか。	<input type="checkbox"/>
	○金庫のかぎの保管管理は、特定の者が行っているか。	<input type="checkbox"/>
	○現金の搬送は複数人で行っているか。	<input type="checkbox"/>

大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針チェック票

大規模小売店舗等の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
出入口 (指針54P)	○店舗の出入口は、道路等からの見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○出入口扉は、扉の内外を相互に見通せる構造で、破壊進入に強い扉か。	<input type="checkbox"/>
窓 (指針54P)	○窓は見通しが確保され、防犯建物部品等のサッシ及びガラスであるか。	<input type="checkbox"/>
エレベーター (指針P54)	○エレベーターホールは、売り場または通路から見通しが確保された位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○エレベーターホール及びエレベーターのかご内の照度は確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○エレベーターのかご内には外部と連絡できる装置及び警報ベルが設置されているか。また、それらの装置等は子どもや車椅子でも使用可能な位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
商品陳列棚 (指針55P)	○商品の陳列棚は、施設内の見通しに配慮した位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○商品の陳列棚の高さや幅は、施設内の見通しを考慮した構造となっているか。	<input type="checkbox"/>
	○商品は陳列棚に収納され、通路内に見通しを妨げる物は置かれていないか。	<input type="checkbox"/>
レジカウンター (指針55P)	○カウンターは、出入口や入店者の視認を確保できる位置に設置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○乗り越えに備えて、高さや幅、内側の広さ(退避空間)が確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○カウンターと事務室(バックルーム)を隣接させ、避難場所を確保しているか。	<input type="checkbox"/>
レジ、金庫 (指針56P)	○深夜時間帯は、レジの台数を制限し、保管金額も必要最小限に抑えているか。	<input type="checkbox"/>
	○金庫は、防盜性能や耐火性能等を考慮し、床に固定するなどしているか。	<input type="checkbox"/>
子ども広場、 ゲームコーナー等 (指針56P)	○子ども広場、ゲームコーナー等は、施設内の見通しに配慮して配置されているか。	<input type="checkbox"/>
トイレ (指針56P)	○トイレ内には外部と連絡できる装置及び警報ベルが設置されているか。また、それらの装置等は子どもや車椅子でも使用可能な位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
現金自動預払 機(ATM) (指針56P)	○ATMは従業員目に届き、道路等または施設内から見通しが確保された位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○ATMの周囲の適当な位置に防犯カメラが設置されているか。	<input type="checkbox"/>
駐車場 駐輪場 (指針P56)	○駐車場及び駐輪場は、道路等、施設出入口又は施設内の窓等から見通しが確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○駐車場及び駐輪場の照度は確保されているか。	<input type="checkbox"/>
	○駐輪場には、チェーン用パーラック、サイクルラックが設置されているか。	<input type="checkbox"/>
カラーボール (指針57P)	○カラーボール等の各種器材は、いつでも使用できる状態になっているか。	<input type="checkbox"/>
防犯カメラ (指針57P)	○「防犯カメラ作動中」などと表示しているか。	<input type="checkbox"/>
	○来店者や駐車場に出入りする車両のナンバーがわかるようになっているか。	<input type="checkbox"/>

安全対策責任者 (指針P57)	○安全対策責任者は選任されているか。	<input type="checkbox"/>
現金の管理 (指針58P)	○高額紙幣については、確実に金庫に保管されているか。	<input type="checkbox"/>
	○金庫のかぎの保管管理は、特定の者が行っているか。	<input type="checkbox"/>
	○現金の搬送は複数人で行っているか。	<input type="checkbox"/>

社会福祉施設等の安全の確保のための指針チェック票

社会福祉施設等の安全対策		
確認項目	措置内容	チェック欄
門扉等 (指針59P)	○不審者侵入防止のため、門扉等を設置し、道路や敷地の境界線を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>
	○事務室等から死角とならない位置に配置されているか。	<input type="checkbox"/>
	○人の出入りを感知するセンサー付きライト等は設置されているか。	<input type="checkbox"/>
窓 (指針59P)	○消防署等関係機関に確認の上、防犯フィルム等をはり付けるなど、窓ガラスは防犯性能が高いものか。	<input type="checkbox"/>
鍵、暗唱番号 (指針60P)	○警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更し、元職員や元利用者など関係者以外の者が不正に侵入できないようになっているか。	<input type="checkbox"/>
受付 (指針60P)	○受付において来訪者を確実にチェックしているか。	<input type="checkbox"/>
	○来訪者に識別用の来訪者証等を着用させているか。	<input type="checkbox"/>
	○ミーティング等を行い、当日の来訪者について職員が把握しているか。	<input type="checkbox"/>
侵入時に備えた器具 (指針61P)	○さすまた等の不審者侵入時に備えた器具を整備しているか。	<input type="checkbox"/>
	○さすまた等の器具は普段は利用者等が使用できないように管理されているか。	<input type="checkbox"/>
防犯訓練 (指針61P)	○不審者侵入等の緊急事態を想定した訓練を実施しているか。	<input type="checkbox"/>